平成22年度

包括外部監查結果報告書

「土地造成事業及び工業用水道事業の財務事務及び 事業の管理・運営状況について」

平成23年3月

和歌山県包括外部監査人

公認会計士 和中修二

目次

第	1		包括外部監査の概要1
	1	1	外部監査の種類1
	2]	選定した特定の事件(テーマ)1
	1		包括外部監査対象1
	2		包括外部監査対象期間1
	3	1	特定の事件(テーマ)を選定した理由1
	4]	外部監査の方法1
	1		監査の要点1
	2		主な監査手続き1
	5]	外部監査の実施時期2
	6]	外部監査人補助者の資格と名称2
	7]	利害関係2
第	2		商工観光労働部商工労働政策局公営企業課の概要3
	1]	商工観光労働部の概要3
	1		事業の内容3
	2		組織及び人員5
	3		県の商工業の情勢6
	2]	商工労働政策局公営企業課の概要7
	1		設置経緯と現状7
	2		組織及び人員9
	3		予算の状況11
	3]	監査対象とした事業の概要12
	1		土地造成事業の概要12
	2		工業用水道事業の概要34
第	3		監査の結果及び監査結果に添えて提出する意見の要約48
	1]	土地造成及び工業用水道事業に共通する事項に関する監査の結果及び意見の要約 48
	1		土地造成事業に対する資金援助について(結果及び意見)48
	2		電気事業の清算について(意見)49
	3		経費等の支払方法の改善について(意見)49
	4		その他の意見について(意見)49
	2	1	土地造成事業に関する監査の結果及び意見の要約51
	1		土地台帳の正確性について(結果)51
	2		有価証券整理簿の整備状況について(結果)51
	3		未造成土地の管理状況について(意見)51
	4		販売用地の時価下落状況について(意見)52

	5		その他の意見について (意見)	
	3]	工業用水道事業に関する監査の結果及び意見の要約	. 54
	1		工業用水道事業会計における会計処理について(結果及び意見)54	
	2		水道料金の改定について(意見)54	
	3		その他の意見について(意見)55	
第	4		監査の結果及び監査結果に添えて提出する意見	. 56
	1]	土地造成及び工業用水道事業に共通する事項に関する監査の結果及び意見	. 56
	1		電気事業の清算について56	
	2		工業用水道事業から土地造成事業会計への貸付金について	
	3		経費等の支払方法の改善について	
	4		共通費の配賦について	
	5		事務吏員に係る退職手当の負担関係の文書化について67	
	6		事務吏員に係る退職給与引当金未計上の注記について68	
	7		超過勤務手当の支払について69	
	2]	土地造成事業に関する監査の結果及び意見	. 70
	1		未造成土地について	
	2		港湾部局から移管された土地に係る台帳管理について75	
	3		販売用地の時価下落状況に関する会計処理及び開示について76	
	4		土地台帳の正確性及び会計帳簿との整合性について	
	5		土地売却原価の計算における進入路の取扱いについて80	
	6		有価証券整理簿の整備状況について82	
	3]	工業用水道事業に関する監査の結果及び意見	83
	1		水道料金の改定について83	
	2		有形固定資産の管理について87	
	3		退職給与引当金に係る会計処理及び計上金額の妥当性88	
	4		減価償却の実施状況について90	
	5		修繕引当全の計上について 92	

第1 包括外部監査の概要

【1】外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

【2】選定した特定の事件(テーマ)

1.包括外部監查対象

工業用水道事業及び土地造成事業の財務事務及び事業の管理・運営状況について

2.包括外部監查対象期間

平成 21 年度(自平成 21 年 4 月 1 日 至平成 22 年 3 月 31 日) ただし、必要に応じて過年度及び平成 22 年度の一部についても監査対象とした。

【3】特定の事件(テーマ)を選定した理由

産業振興は和歌山県にとって重要な課題であり、それを支える社会資本の整備は重要な施策のひとつとなっている。土地造成事業及び工業用水道事業はいずれも和歌山県の社会資本整備に関する事業として、県の地場産業の発展、地域振興のためには重要な事業である。

両事業は独立採算を前提とした公営企業会計のもと、多額の初期投資コストと継続的な維持・運営コストが発生する。そのため、長期的な視点を持った事業計画の策定と執行状況のモニタリングが重要であり、また効率的な経営が求められている。

このようなことから、土地造成事業、工業用水道事業の各特別会計(公営企業会計)の財務事務及び事業の管理・運営が適正かどうかを検証することは有意義であると判断して当該事件を選定した。

【4】外部監査の方法

1. 監査の要点

事業の運営が適正かつ経済的・効率的に実施されているか。 財務事務に係る手続きが法令、規則及び契約等に準拠して適正に執行されているか。

2 . 主な監査手続き

関連する法令・条例・規則・要領・要項、各種契約書、帳簿等の閲覧、吟味 財務事務及び事業の管理・運営等について、各特別会計の担当者へのヒアリング 施設・用地等の現場視察

その他、監査の実施過程で必要と認められた監査手続き

なお、本報告書に記載した数値については、基本的には表示単位未満を切り捨てて

いるが、入手した資料によっては四捨五入しているものをそのまま表記しているもの もある。

【5】外部監査の実施時期

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 9 日まで

【6】外部監査人補助者の資格と名称

公認会計士 酒井 清 公認会計士 牧野康幸 公認会計士 大川幸一 公認会計士 辻井芳樹 公認会計士 本田裕一 会計士試験合格者 石原久靖 弁護士 速水 弘

【7】利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

第2 商工観光労働部商工労働政策局公営企業課の概要

【1】商工観光労働部の概要

1.事業の内容

商工観光労働部は和歌山県の商工業振興、観光推進、雇用問題等に係る行政施策を担当しており、幅広く第2次産業、第3次産業の育成、発展を促し、雇用拡大に向けた取り組みを実施している。

県は平成 20 年度から 29 年度までの 10 年間を期間とした「和歌山県長期総合計画」 において、

- . 和歌山産業の成長力強化
- . 新たな産業の創出
- . 産業支援機能の充実と雇用の推進
- . 観光の振興

を商工業施策の方向として掲げている。

そこで商工観光労働部は「活力あふれる元気な和歌山経済の創造」を施策目標とし、

- 1.中小企業の競争力強化
- 2.地域商業の魅力向上
- 3.新産業の創出支援
- 4.企業立地の促進
- 5.産業支援機能の充実
- 6.雇用の推進
- 7.観光の振興

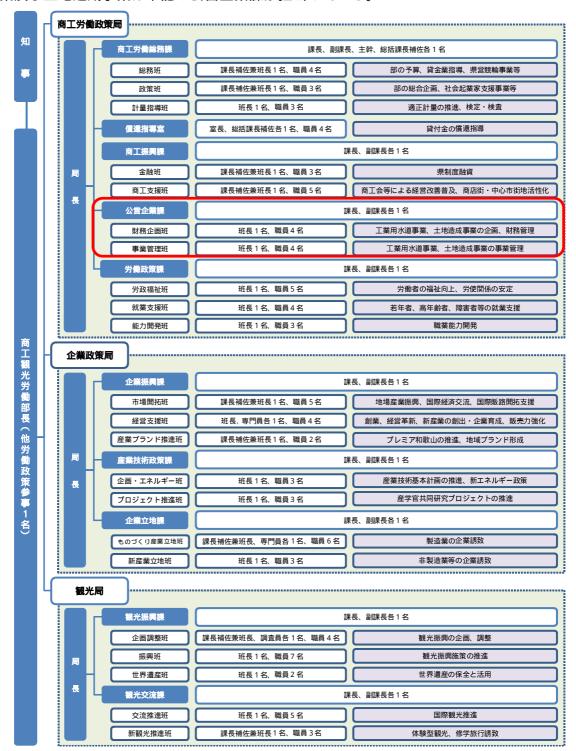
を施策の柱として打ち出している。

重点個別施策としては、以下の 34 事業が平成 22 年度一般会計予算に計上されている。

平成22年度重点個別施策		(単位:千円)
No	予算額	担当課
1.中小企業の競争力強化		
(1) 成長企業育成支援	5,035	企業振興課
(2)中小企業中核人材導入支援	6,000	企業振興課
(3)中小企業経営革新支援	15,036	企業振興課
(4) 地場産業等総合振興	18,580	企業振興課
(5) 国際経済交流支援	14,735	企業振興課
(6) 企業販売力強化	9,309	企業振興課
(7)わかやま産品販促支援	47,111	企業振興課
2.地域商業の魅力向上		
(8) 商店街のコミュニティ機能強化支援	15,000	商工振興課
(9)中心市街地活性化支援	9,289	商工振興課
3 . 新産業の創出		
(10)	100,000	産業技術政策課
(11) 新食品産業創出支援	9,462	工業技術センター
(12) 産業技術交流サロン・イン・わかやま	1,893	企業振興課
(13) 産学公共同研究体制推進	4,000	産業技術政策課
(14) 地域産業技術実用化支援	30,000	産業技術政策課
(15) 起業家創出支援	58,386	企業振興課
(16) 創業・経営支援	31,388	企業振興課
(17) 優良県産品振興(「プレミア和歌山」)	6,010	企業振興課
4.企業立地の促進		
(18) 企業誘致活動	14,210	企業立地課
(19) 企業立地促進対策助成	1,233,581	企業立地課
5 . 産業支援機能の充実		
(20)中小企業融資制度実施	66,308,015	商工振興課
(21) 信用補完制度実施	639,219	商工振興課
(22) 小規模事業経営支援	1,369,165	商工振興課
(23) 地域産業活性化促進	200,392	工業技術センター
(24) 知的財産戦略	16,289	産業技術政策課
6. 雇用の推進		
(25) ふるさと雇用再生特別基金活用	1,909,186	労働政策課
(26)緊急雇用創出基金活用	3,480,000	労働政策課
(27) 産業人材確保促進(ふるさと雇用再生特別基金活用事業)	26,080	労働政策課
(28) 若年者トータルサポート	21,321	労働政策課
7.観光の振興		
(29) 戦略的首都圏対策	32,264	観光振興課
(30) 近畿・東海圏誘客対策	16,500	観光振興課
(31) わかやま「観光力」推進	98,719	観光振興課
(32)スポーツ合宿誘致促進	2,000	観光振興課
(33) 国際観光推進	35,833	観光交流課
(34)修学旅行誘致拡大	13,227	観光交流課

2.組織及び人員

商工観光労働部の組織と人員は以下のとおりである。監査対象とした工業用水道事業及び土地造成事業は下記の公営企業課が担当している。



3. 県の商工業の情勢

商工観光労働部では和歌山県の商工業の情勢を以下のように分析している。

(1)基礎素材型

和歌山県の産業は基礎素材型(鉄鋼、石油、化学等)の製造品出荷額等の構成割合が高く、加工組立型(一般機械・輸送機械・電気機械等)の構成割合が低くなっている。

(2)地場産業型

工業に占める地場産業の割合は、平成 19 年度時点で、事業所数は 48.9% (1,049 事業所)、従業者数は 40.4% (21,149 人)、製造品出荷額等は 9.9% (3,138 億円)と比較的大きな割合を占めている。

(3)産業インフラの状況

ハード面では、西浜工業団地、御坊工業団地、橋本隅田地区など工業団地、工業用 水等のインフラ整備を行っている。

ソフト面では、頭脳立地構想の支援機関として株式会社和歌山リサーチラボ、中小 企業等のワンストップ支援機関として財団法人わかやま産業振興財団が設置されてお り、和歌山県工業技術センター等と連携し、経営支援等の活動を行っている。

【2】商工労働政策局公営企業課の概要

1.設置経緯と現状

(1)公営企業課の設立

商工労働政策局公営企業課(以下「公営企業課」という)は平成17年4月、企業局の廃止に伴い、企業局が担当していた土地造成事業と工業用水道事業を引き継ぐ形で設立された(和歌山県公営企業の設置等に関する条例第5条)。

従来の企業局は土地造成事業と工業用水道事業の他に、電気事業と駐車場事業を実施していたが、電気事業は廃止され、駐車場事業は県土整備部に移管した(駐車場事業はその後、和歌山市に移管)。

(2)公営企業課の現状

公営企業課は現在、土地造成事業と工業用水道事業を実施している。両事業の概要 は以下のとおりである。

< 土地造成事業 >

土地造成事業は、昭和34年から臨海部と内陸部で約637ヘクタールの造成を行っている。臨海埋立事業による造成地は、約520ヘクタールにのぼり、その大部分は、県北部臨海工業地帯として発展している。

現在、臨海部においては、西浜工業団地、雑賀崎工業団地及び日高港工業団地の企業用地の埋立造成を完了し、分譲している。

また、内陸部の御坊工業団地については平成7年に造成を完了し、分譲しており、御坊工業団地(熊野)についてはオーダーメイド方式での売却を推進している。

<工業用水道事業>

工業用水道事業は現在、有田川(第一、第三工業用水道事業)と紀の川(第二工業 用水道事業)の2水系で給水事業を行っている。

有田川工業用水道は、第一・第三合わせて日量 138,000 ㎡の給水能力を有し、有田市と海南市の企業に対して、第一が昭和 31 年 4 月から、第三が昭和 60 年 11 月から給水を行っている。また、紀の川第二工業用水道は、日量 102,300 ㎡の給水能力を有し、和歌山市と海南市の企業に対して、昭和 41 年 7 月から給水を行っている。

(3)課題と方針

公営企業課は、課題や今後の方針を、平成 22 年 3 月に「和歌山県商工観光労働部 (公営企業会計)第2次中期経営計画」(以下「第2次中期経営計画」という)をまとめている。

第2次中期経営計画は、企業局を廃止した平成17年度からスタートした第1次中期経営計画を引き継ぐものであり、平成18年3月に策定された「行財政改革推進プラン」を考慮している。第2次中期経営計画における課題と方針の概要は以下のとおりである。

<課題>

土地造成事業

- ・地価の下落
- ・経営の健全化
 - 工業用水道事業
- ・施設の耐震化及び老朽化施設の更新工事
- ・危機管理体制の充実

<方針>

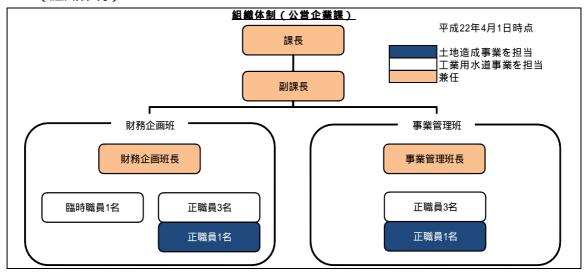
両事業の共通方針

- ・経営改革への取組
- ・事業情報の積極的な公開による会計の透明化
- ・社会情勢の変化に対して柔軟な経営の推進
- ・給与の適正化
- ・地方公営企業会計制度の見直し土地造成事業
- ・企業誘致奨励金や事業用借地権(長期賃貸) などの制度を柔軟に活用した、企業 用地の早期処分
- ・企業債償還資金不足の一般会計からの計画的支援を前提とした解消 工業用水道事業
- ・自己財源を前提とした長期設備投資計画の推進
- ・コスト意識を徹底し維持管理経費を削減

2.組織及び人員

公営企業課

(組織体制)



(主な所掌事務)

財務企画班

- ・工業用水道事業及び土地造成事業の予算・決算に関すること
- ・資金計画及び出納事務に関すること
- ・企業職員の給与に関すること
- ・公営企業の物品調達に関すること
- ・経営計画に関すること

事業管理班

- ・工業用水道事業の調査、計画並びに調整に関すること
- ・工業用水道事業の料金に関すること
- ・工業用水道事業の給水決定に関すること
- ・企業用地の管理及び売却促進に関すること
- ・企業用地の分譲価格に関すること

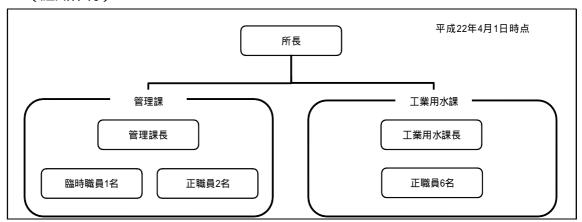
工業用水道管理センター

工業用水道事業の運営管理を担当する部局として工業用水道管理センターが設置されている。

工業用水道事業と電気事業の効率的な運営を目的に平成 16 年 4 月に設置された企業 局総合管理センターがその前身である。企業局廃止後の平成 17 年 4 月、工業用水道管 理センターとなった。

現在、有田川工業用水道と紀の川工業用水道の 2 事業所を光ファイバー専用回線で結び、遠隔監視制御と保守管理を実施している。

(組織体制)



(主な所掌事務)

管理課

- ・工事検査に関すること
- ・管理用地の維持管理に関すること
- ・センター庁舎の保守管理に関すること
- ・庶務に関すること

工業用水課

- ・工業用水道事業の維持管理に関すること
- ・工業用水道事業の機器操作及び保守点検に関すること
- ・工事・検査に関すること
- ・施設に係る工事の設計及び施工管理に関すること

3. 予算の状況

平成21年度予算の概要は以下のとおりである。

決算の状況については【3】監査対象とした事業の概要にて、事業ごとに記載する。

平成21年度予算の概要

(単位:千円)

			Ξ	上地造成事業			I	業用水道事業	
			平成20年度 当初予算	平成21年度 当初予算	増減率		平成20年度 当初予算	平成21年度 当初予算	増減率
			А	В	B/A%		А	В	B/A%
山口以	収	λ	3,187,947	663,587	20.8%	1	802,134	759,728	94.7%
収益	支	出	4,015,954	953,583	23.7%	1	658,949	648,172	98.4%
文的	当期:	損益	828,007	289,996	-		143,185	111,556	77.9%
収金	収	λ	2,800,490	6,207,710	221.7%	2	287	0	0.0%
本	支	出	6,045,900	6,947,981	114.9%		145,995	1,637,486	1121.6%
支色的	差	引	3,245,410	740,271	-		145,708	1,637,486	-
支出	支出額合計		10,061,854	7,901,564	78.5%		804,944	2,285,658	284.0%
うち	うち建設改良費		243,900	339,981	139.4%		135,995	127,486	93.7%

(増減内容に関するコメント)

- 1 平成 20 年度に大口の契約が予定されていたためである(当該契約では販売価格 16 億円、原価 22 億円で企業用地を販売した)。
- 2 平成 21 年度に 40 億円の企業債借換と 15 億円の他会計借入(工業用水道事業会計より)を予定していたためである。
- 3 平成 21 年度に 15 億円の他会計貸付 (土地造成事業へ、 2 参照)を予定していた ためである。

【3】監査対象とした事業の概要

1. 土地造成事業の概要

(1) 事業の内容

概要及び沿革について

土地造成事業は昭和34年に始まり、主に臨海埋立事業を中心に事業を実施してきた。これらの造成地には、石油精製・発電・木材関連等の企業が進出し、県北部臨海工業地帯の中心として発展している。また、内陸部では主として中小企業を対象に企業用地の造成・販売を実施している。以下のとおり、現在造成を行っている工業団地はなく、完成した土地の売却を進めている状況である。

(臨海部の造成地区)

	着工	竣工
西浜工業団地	平成7年1月	平成 11 年 10 月
維賀崎工業団地	平成3年3月	平成8年4月
日高港工業団地	平成 10 年 5 月	平成 15 年 8 月

(内陸部の造成地区)

	着工	竣工
御坊工業団地	平成5年3月	平成7年3月
御坊工業団地(熊野)		

御坊工業団地(熊野)は、平成2年度から事業に着手したが、造成工事着手の前提として、地元から河川の改修を要望され、その工事が平成13年度に完了した。また、平成5年2月より調整池の工事に着手している。しかし、経済情勢が厳しく、土地の資産価値の下落、企業の設備投資の抑制等で土地需要が減少している状況であったため、売却方針をオーダーメイド方式1に変更しており、土地の造成は行われていない。

¹ 進出企業による立地場所や規模等の要望を受けてから、造成工事を行う方式

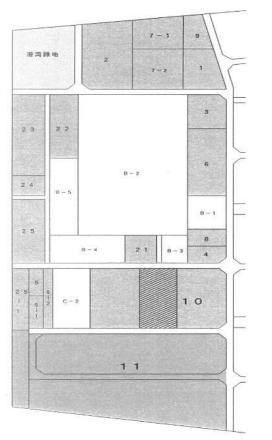


西浜工業団地



交通アクセス

高速道路I.C. 和歌山I.C.まで約10km(車で15分) 道路 国道42号まで2.5km(車で5分) 鉄道 南海電鉄和歌山港駅まで約1.8km(車で5分) 空港 関西国際空港まで約45km(車で45分) 港湾 和歌山下津港まですぐ



売約済み

鑑定対象地(5,000㎡)

-	-	
_	得号	面積(mi)
		2,150.00
	1	2,150.00
	1500	1.652.89
- 1	合計	5,952.89
= [2	12,147,65
	3	3, 298, 99
	4	2,499.98
_	5	1.786.55
倉	5-1	2.331.76
庫	5-2	2,284.19
	合計	6,402.50
靐	6	6,249.60
務	7 - 1	4,054.93
所		6,800.19
用	7 - 2 8	1.000.04
	9	2,328.64
地	B-1	3,002.96
9	B-2	44.256.45
- 13	B = 3	2,700.00
- 8	B-4	6,600.00
	B-5	7,000.00
- 30	-	1,000.00
	_	
- 4	-	
- 10	-	
- 1	2 1	3,000.00
	2 2	
	134.57	6,000.00
Į.	2 3	8.400.00
	2.4	3.000.00
- 1	2 5	7,200.00
Ŋ	25-1	3,533.29
	合計	10,733.29
	1 0	20.004.91
	C-2	4,429.61
化	7/17	
学		56,241.73
Í	1.1	
棠		+
用		道路 (港湾)
地		
	100000	

平成22年10月末現在

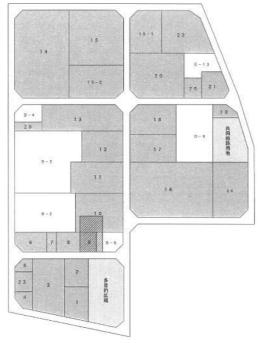
雑賀崎工業団地



交通アクセス

高速道	i路I.C.	和歌山I.C.まで約12km(車で15分)
道 路		国道42号まで3km(車で5分)
鉄	道	南海電鉄和歌山港駅まで約3.5km (車で5分)
空	港	関西国際空港まで約47km(車で45分)
港	齊	和歌山下津港まですぐ





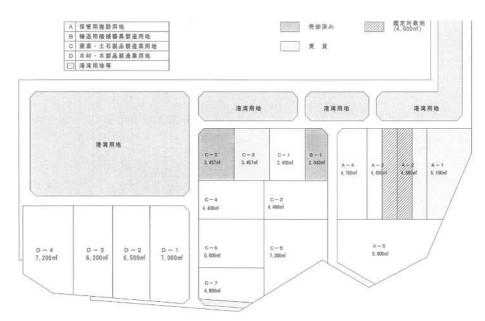
平成22年10月末現在

克却為外
丙森外
鑑定对象也 (4,000ml)

册号	面積(mi)
1	3,840.44
2	3,168.20
3	8,600.75
4	1,500.11
5	1,000.91
8	1,300.06
7	1,035.10
8	2,300.83
9	1,500.07
1.0	8,255.50
11	6,900.03
1 2	6,027,22
1.3	10,500,65
1.4	23, 126, 25
1.5	12,401.98
15-1	7,320.51
15-2	8,383.23
合計	28,105.72
1 6	23,140.48
17	6,975.54
18	8,855.01
1 9	1,926.03
2 0	11,550.95
21	3,300.28
2 2	9,900.38
2 3	1,502.50
2 4	9,853,45
2 5	1,320.00
2.6	1,000.00
8-2	11,550.95
8-3	19,484.50
B-4	2,300.90
8-6	2,346,72
0-9	19,000.71
E-13	1,980.98
	8.084.74
_	

日高港工業団地





平成22年10月末現在

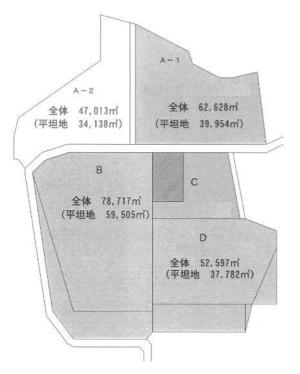
御坊工業団地



交通アクセス

高速道路I.C.		御坊1.C.まで2km(車で5分)
		御坊南I.C.まで1km(車ですぐ)
道	路	国道42号まで2km(車で5分)
鉄	道	JR御坊駅まで4.5km(車で10分)
空	港	関西国際空港まで72.7km(車で60分)
		南紀白浜空港まで46.5km (車で50分)
港	湾	日高港まで2km(車で5分)





平成22年10月末現在

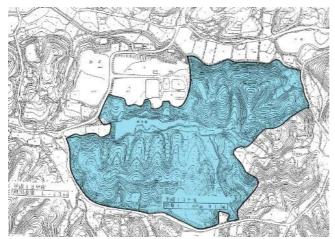
売約済み

鑑定対象地(5,000㎡)

御坊工業団地(熊野)



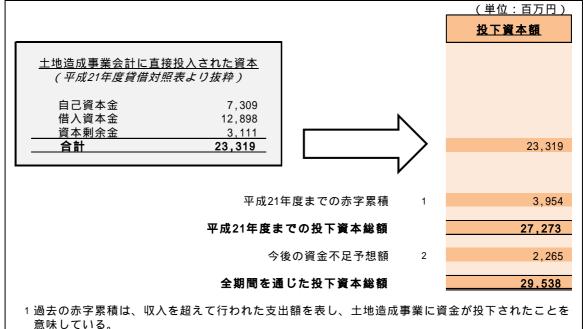




平成22年10月末現在

土地造成事業に対する投下資本総額

土地造成事業に対して投下されることとなる純資本総額(土地の売却による回収額 控除後のネット投下資本)を試算すると、次のとおりである。平成 21 年度までの純投 下資本総額は27,273百万円であり、今後投下されるであろう資金を加えると、全期間 を通じて 29,538 百万円の純資本が当事業に投下されることとなる。ただし、当該数値 の計算にあたっては、現在未造成土地となっている御坊工業団地(熊野)に対して追 加の造成工事が行われることは想定されていない。



- 意味している。
- 当該数値は、平成21年度貸借対照表における「当年度未処理欠損金」から抜粋している。
- 2 当該数値は、「平成22年度当初予算要求資料」において見込まれている平成22年度~40年度におい て見込まれる赤字発生額(資金不足額)を用いている。

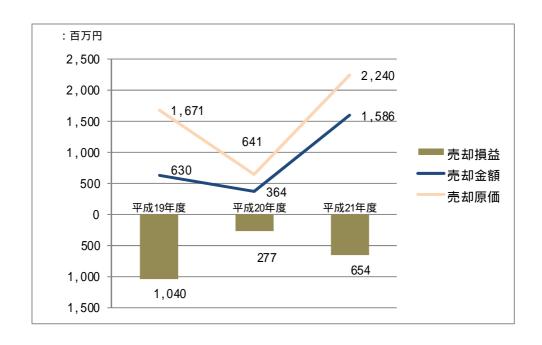
(同資料において平成40年度までに全ての造成土地を売却することが仮定されている。)

近年の販売用地売却状況

直近3年度における販売用地の売却状況は次のとおりである。

(単位:百万円)

	- W - U -			+ += - /=	
年度	工業団地名	面積(㎡)	売却金額	売却原価	売却損益
	西浜工業団地 1	6,249			32
平成19年度	西浜工業団地 2	1,000			5
十八八十万	御坊工業団地	52,597			1,003
	平	成19年度計	630	1,671	1,040
	雑賀崎工業団地 1	9,853			247
平成20年度	雑賀崎工業団地 2	1,320			30
	平	成20年度計	364	641	277
平成21年度	西浜工業団地 3	56,241			654
十八八十尺	<u> </u>	成21年度計	1,586	2,240	654



直近3年度において6件の売却案件があったが、いずれのケースにおいても売却金額を売却原価が上回り、売却損失が発生している。

これは、売却金額は鑑定評価金額を基準に決定されるのに対して、売却原価は土地の取得及び造成に要した費用や企業債利息を積み上げて計算されるためであり、土地取得後の時価下落に加えて、企業債利息の負担により簿価が大きく膨らんでいることが原因となっていると考えられる。

保有している販売用地の概要

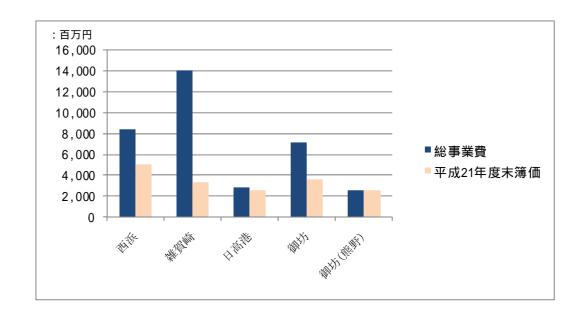
総事業費等について

工業団地別の総事業費及び貸借対照表に計上されている販売用地の金額は次のとおりであり、総事業費合計は35,045百万円、販売用地簿価合計は17,243百万円となっている。

工業団地別の総事業費及び平成 21 年度末販売用地の簿価

(単位:百万円)

工業団地名	竣工時期	総事業費(売却済み 用地を含む)	平成21年度末簿価
西浜工業団地	平成11年10月	8,411	5,028
雑賀崎工業団地	平成8年4月	14,016	3,374
日高港工業団地	平成15年8月	2,890	2,583
御坊工業団地	平成7年3月	7,134	3,663
完成土地合計		32,453	14,651
御坊工業団地(熊野)	-	2,592	2,592
未成土地合計	t	2,592	2,592
総合計		35,045	17,243



総事業費には、土地の取得及び造成に直接要した費用のほか、平成 13 年度までに発生した企業債利息が含まれている(企業債利息の会計処理については、P.27 参照)。 西浜工業団地における販売用地簿価が多額になっているが、これは平成 21 年 4 月に港湾部局から販売用地(2,924 百万円)を所管替えしたことによるものである。

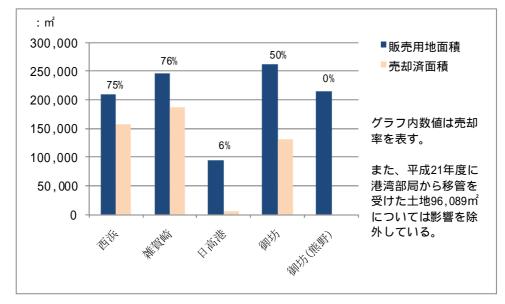
売却率について

工業団地別の売却状況を把握するには、販売用地面積・売却済面積を用いて売却率 を算定することが有用である。工業団地別の売却率は次のとおりである。

工業団地別の販売用地面積及び平成 21 年度末時点売却済面積

(単位:m²)

工業団地名	竣工時期 (移管時期)	販売用地面積	平成21年度末 売却済面積	売却率
西浜工業団地	平成11年10月	305,831	156,918	51.3%
(うち港湾部局から移管)	(平成21年4月)	(96,089)	(-)	(-)
雑賀崎工業団地	平成8年4月	246,245	187,496	76.1%
日高港工業団地	平成15年8月	94,354	5,498	5.8%
御坊工業団地	平成7年3月	261,337	131,315	50.2%
御坊工業団地(熊野)	-	214,554	•	•
合計	1,122,321	481,227	42.9%	



西浜工業団地において、平成 21 年度に港湾部局から販売用地の移管を受けており、 当該土地については販売実績がないことから、当該影響を控除して売却率を算定した。 オーダーメイド方式を採用し、造成が行われていない御坊工業団地(熊野)を除け ば、日高港工業団地の売却率の低さが突出している。また、御坊工業団地においても 造成面積の約半分が未売却となっていることが分かる。

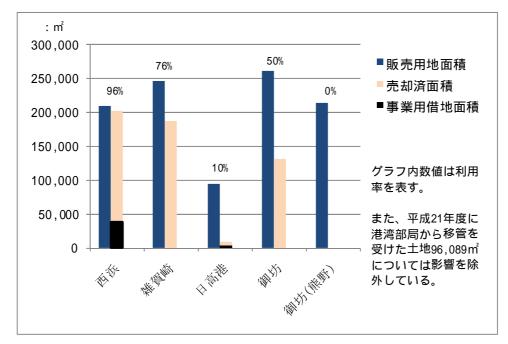
利用率について

販売用地の事業用借地権設定状況

県は、販売用地の売却と並行して、長期賃借を積極的に行っている。平成 21 年度末 時点における事業用借地権設定状況は次のとおりである。

表内にある利用率は、販売用地のうち売却済となっている面積及び事業用借地権が 設定されている面積の割合を表している。

(単位:m²) 事業用借地面積 利用率 工業団地名 販売用地面積 売却済面積 西浜工業団地 305,831 156,918 45,390 66.2% (うち港湾部局から移管) (96,089)(-)雑賀崎工業団地 246,245 187,496 76.1% 日高港工業団地 94,354 5,498 3,457 9.5% 御坊工業団地 御坊工業団地(熊野) 261,337 131,315 50.2% 214,554



個別の事業用借地権設定状況は次のとおりであり、10年~20年間という長期間における賃借契約を締結している。

工業団地	区画	面積(m³)	契約開始時期	契約期間	平成21年度 賃借料収益(千円)
	区画1	6,402	平成14年9月	20年	14,597
	区画2	3,298	平成18年2月	15年	7,521
	区画3	2,499	平成18年3月	10年	5,699
西浜工業団地	区画4	10,855	平成19年5月	15年	13,660
	区画5	2,328	平成20年9月	20年	5,309
	区画6	20,004	平成21年11月	20年	6,993
	小計	45,390			53,783
日高港工業団地	区画7	3,457	平成17年8月	10年	3,983
口间心工来图心	小計	3,457			3,983

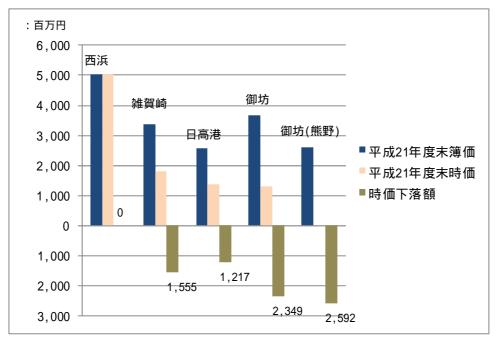
工業団地別の販売用地簿価の時価下落状況について

販売用地の帳簿金額は、取得及び造成に要した費用や企業債利息を積み上げて計上 されるため、販売用地の資産価値を表していない。平成21年度末における工業団地別 の販売用地簿価と時価を比較すると次のとおりである。

なお、当該時価は、県が健全化判断比率を算出する際に用いた土地売却収入見込額を使用している。

(単位:百万円)

		()	+ 	
工業団地名	平成21年度末 簿価	平成21年度末 時価	時価下落額	時価下落率
西浜工業団地	5,029	5,029	0	0.0%
雑賀崎工業団地	3,375	1,820	1,555	46.1%
日高港工業団地	2,584	1,367	1,217	47.1%
御坊工業団地	3,664	1,315	2,349	64.1%
御坊工業団地(熊野)	2,592	0	2,592	100.0%
合計	17,244	9,530	7,714	44.7%



西浜工業団地を除く工業団地において、時価の下落が見られる。これは、土地取得 後の時価変動に加えて、企業債利息の負担により簿価が大きく膨らんでいることが原 因となっていると考えられる。

特に御坊及び御坊(熊野)においては時価下落率が大きく、売却時には多額の損失が計上されることが予想される。

(2)決算の概要

土地造成事業の決算状況

(貸借対照表)

(単位:千円)

			(里位:十円)	
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
資産の部				
1 固定資産				
構築物	-	-	187,542	1
工具器具備品	34	34	-	
減価償却累計額	30	30	-	
建設仮勘定	-	11,631	-	1
電話加入権	74	74	74	
年賦売却未収金	541,630	424,842	1,446,014	2
固定資産合計	541,708	436,551	1,633,631	
2 土地造成				
完成土地	14,585,216	13,967,908	14,651,401	3
未成土地	2,592,021	2,592,021	2,592,021	
土地造成合計	17,177,237	16,559,929	17,243,422	
3 流動資産				
現金預金	725,340	385,596	401,892	
未収金	330,306	70,791	195,473	4
その他流動資産	1,000	1,000	1,000	
流動資産合計	1,056,647	457,387		
資産合計	18,775,593	17,453,868	19,475,419	
負債の部				
4 固定負債				
その他固定負債	42,035	52,552	101,389	5
固定負債合計	42,035	52,552	101,389	
5 流動負債				
未払金	209	8,165	59	6
前受金	3,209	3,863	7,989	7
その他流動負債	1,052	1,048	1,048	
流動負債合計	4,472	13,076	9,097	
負債合計	46,507	65,629	110,487	
資本の部				
6 資本金				
自己資本金	7,271,792	7,309,271		
借入資本金	14,357,000	13,435,000		
資本金合計	21,628,792	20,744,271	20,207,271	
7 剰余金				
資本剰余金	-	11,631	3,111,781	8
減債積立金	37,478	-	-	9
災害準備積立金	174,000	-	-	9
当年度未処理欠損金	3,111,185	3,367,662		
剰余金合計	2,899,706	3,356,031	842,338	
資本合計	18,729,085	17,388,239	19,364,932	

(財政状態に関するコメント)

資産の部の 9 割以上を「土地造成」勘定が占めている。一方、負債の部・資本の部を見ると、実質的に負債である「借入資本金」の占める割合が大きくなっている。 未処理欠損金は、年々増加している。

(増減内容に関するコメント)

1 西浜工業団地に敷設した工業用水道給水管に係るものである。

- 2 平成 21 年度に売却した土地売却代金が 10 年間の分割納入となったため、大きく増加している。
- 3 港湾部局が所管していた和歌山下津港西浜野積場について、平成 21 年 4 月に移管 を受けたことにより残高が増加している。
- 4 主に、土地売却代金のうち 1 年以内の回収期限が到来するもの。平成 21 年度における増加原因は上記 2 に記載したとおりである。
- 5 販売用地の売却と並行して、土地の貸付を積極的に進めており、事業用借地権設定 契約に基づく「預り保証金」を計上している。
- 6 平成 20 年度において、御坊工業団地における進入路整備工事代金(約 8,000 千円)が計上されたため、他年度に比べて残高が大きくなっている。
- 7 上記 5 で記載した定期借地契約に基づく借地賃料に係るものである。
- 8 上記 1で記載した工業用水道給水管、 3で記載した野積場に係るものである。 これらの財源が国からの交付金、受益企業からの負担金、移管であるため、資本剰 余金として計上されている。
- 9 平成19年度において積立金を取り崩し、欠損金を補填している。

(損益計算書)

(単位:千円)

<u>+世・川J/</u> _						
	平成19年度	平成20年度	平成21年度			
1 営業収益						
土地売却収益	630,945	364,070	1,586,016	1		
営業雑収益	35,474	46,717	64,680	2		
2 営業費用						
土地売却原価	1,671,485	641,529	2,240,746	1		
一般管理費	23,862	35,012	31,812			
営業損失	1,028,929	265,754	621,861			
3 営業外収益						
受取利息	19,092	16,319	10,061			
他会計補助金	-	-	157,000	3		
雑収益	37,295	27,680	40,559			
4 営業外費用						
支払利息	258,607	208,723	172,211			
雑損失	3	-	4			
経常損失	1,231,152	430,477	586,457			
5 特別利益						
その他特別利益	3,538	-	-	4		
当年度純損失	1,227,613	430,477	586,457			
前年度繰越欠損金	1,883,571	2,937,185	3,367,662			
当年度未処理欠損金	3.111.185	3,367,662	3,954,120			

(経営状況に関するコメント)

売却案件の多寡に応じて、経営成績は大きく左右される。平成 21 年度の土地売却は 大口の契約 1 件のみであったが、直近 3 年度では営業収益が最も大きくなっている。 土地売却収益を土地売却原価が上回っており、損益計算上は売却すればするほど営業 損失が発生する。

販売用地の売却のみならず、土地の貸付を積極的に進めており、営業雑収益は年々 増加傾向にある。

(増減内容に関するコメント)

- 1 直近3年度における販売用地の売却状況については、P.20参照
- 2 事業用借地権設定契約の増加に伴い、賃料収入が年々増加している。
- 3 保有資産価値の下落に伴う収入減を受けて一般会計からの繰入を行っている。
- 4 事業用借地権設定契約の途中解約に伴い発生した、預り保証金返還不要分である。

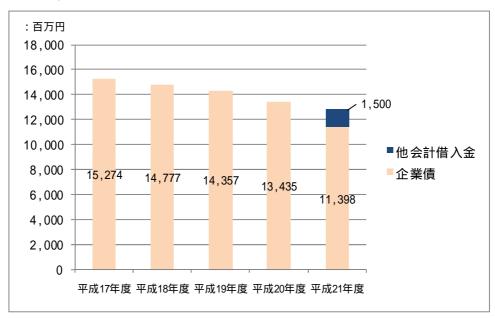
企業債の発行・償還状況

直近5年度における企業債の発行・償還状況は次のとおりである。

(単位:百万円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
借入額	1,949	1,157	2,956	2,351	4,418
償還額	2,415	1,654	3,376	3,273	6,455
年度末残高	15,274	14,777	14,357	13,435	11,398

上記の他に、平成 21 年度において工業用水道事業会計から借入(1,500 百万円)を行っている。企業債及び他会計借入金の年度末残高の推移は次のとおりであり、減少傾向にある。



主な会計処理方法について

販売用地の帳簿金額の計上方法

販売用地の帳簿金額には、取得及び造成に直接要した費用の他に、平成 13 年度まで に発生した企業債利息が含まれている。

企業債利息の販売用地原価への算入については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によれば、造成が完了するまでの期間のうち「正常な開発期間」の支払利息であることが条件となっている。この点は、平成13年度包括外部監査においてすで

に指摘されており、県は平成 14 年度以降に発生した企業債利息については、上記基準にしたがって会計処理を行い、販売用地の帳簿金額に含めない利息については営業外費用として会計処理を行っている。

土地売却原価の算出方法

未売却となっている総土地面積のうち、売却することとなった販売要地の面積の割合を算出し、帳簿金額に乗じることにより、土地売却原価を算出している。土地売却原価の算出は工業団地別に行っている。

(工業団地別に算出)

土地売却原価 = 造成土地の帳簿金額 × 売却することとなった土地面積 未売却となっている総土地面積

(3)中期経営計画について

第1次中期経営計画の達成状況

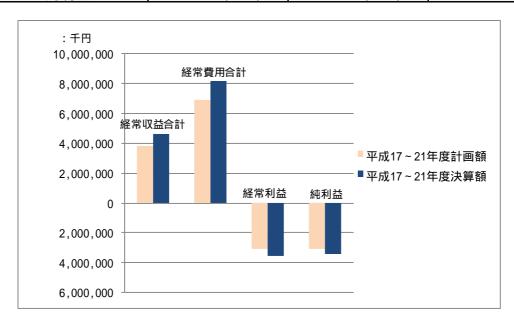
平成 18 年 3 月、公営企業課は、社会情勢の変化に合わせた行財政改革の推進等を考慮したうえで、経営の効率化及び経営基盤の強化を図ることを目的とし、中期経営計画 (期間は平成 17 年度~21 年度の 5 年間。以下「第 1 次中期経営計画」という)を策定した。

土地造成事業における第1次中期経営計画の達成状況は次のとおりである。

経営成績の状況

(単位:千円)

項目	平成17~21年度 計画額	平成17~21年度 決算額	差額
土地売却収益	3,664,170	4,035,257	371,087
雑収益	186,000	389,473	203,473
受取利息	-	52,393	52,393
他会計補助金	-	157,000	157,000
経常収益合計	3,850,170	4,634,123	783,953
土地売却原価	5,466,251	6,859,301	1,393,050
人件費	66,657	70,505	3,848
維持管理費	75,000	62,371	12,629
支払利息	1,318,000	1,207,139	110,861
経常費用合計	6,925,908	8,199,316	1,273,408
経常利益	3,075,738	3,565,193	489,455
特別利益	-	174,151	174,151
純利益	3,075,738	3,391,042	315,304



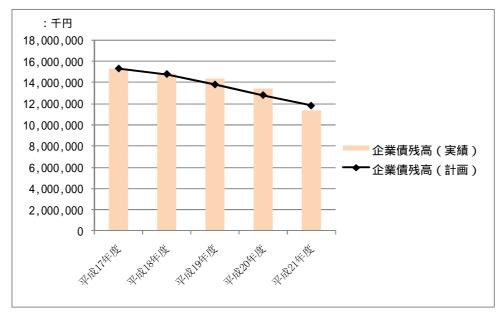
土地売却について大口の契約があったことから、当初の計画を上回る土地売却収益が計上されている。土地売却原価が売却金額を上回る状況が恒常化しているため、これに伴い、経常利益及び純利益は計画を下回ることとなった。

また、当初は計画していなかった一般会計からの繰入 157,000 千円を平成 21 年度から受けている。

企業債残高の推移

(単位:千円)

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
企業債残高(計画)	15,274,000	14,762,000	13,774,000	12,786,000	11,798,000
企業債残高(実績)	15,274,000	14,777,000	14,357,000	13,435,000	11,398,000



上表の企業債残高に関する計画と実績の比較を見ると、計画を上回る償還が行われているように見えるが、実際には、上記企業債の他に、当初計画には含まれていない工業用水道事業からの借入(1,500,000 千円)があり、これを原資に企業債の繰上償還が行われている。当該借入金を考慮すると、企業債の償還は、当初の計画通りには進んでいない。

土地売却実績は当初の計画を上回っているにも関わらず、企業債の償還が遅れている原因は、土地売却代金の一括入金を想定していたが、実際には5年もしくは10年の分割入金の契約となったケースがあったことによる。

第2次中期経営計画の概要

第 1 次中期経営計画期間の終了を受けて、平成 22 年度からの 5 年間を対象とした新たな中期経営計画(以下、「第 2 次中期経営計画」という)が策定されている。当該計画は、県が平成 20 年 3 月に策定した「新行財政改革推進プラン ~ 持続可能な県政へ 」を考慮したうえで策定されたものである。

土地造成事業における現状の課題としては、従前からの課題でもある以下の 2 点が 挙げられている。

地価の下落

売却金額が土地売却原価を下回り、経営を圧迫している。

経営の健全化

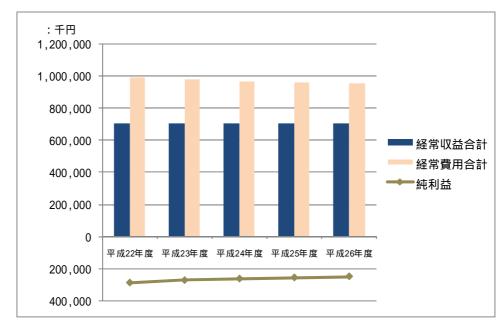
土地売却を進め、借入資本金の早期返済を実現する必要がある。

第 2 次中期経営計画における損益計画及び企業債残高の推移見込みは次のとおりとなっている。

損益計画

(単位:千円)

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	5 年累計
土地売却収益	413,600	413,600	413,600	413,600	413,600	2,068,000
雑収益	118,323	118,323	118,323	118,323	118,323	591,615
受取利息等	15,322	15,322	15,322	15,322	15,322	76,610
他会計補助金	157,000	157,000	157,000	157,000	157,000	785,000
経常収益合計	704,245	704,245	704,245	704,245	704,245	3,521,225
土地売却原価	762,104	762,104	762,104	762,104	762,104	3,810,520
人件費	18,008	18,008	18,008	18,008	18,008	90,040
維持管理費	24,930	24,893	24,858	24,823	24,790	124,294
支払利息等	186,430	171,255	162,195	155,145	148,380	823,405
経常費用合計	991,472	976,260	967,165	960,080	953,282	4,848,259
純利益	287,227	272,015	262,920	255,835	249,037	1,327,034

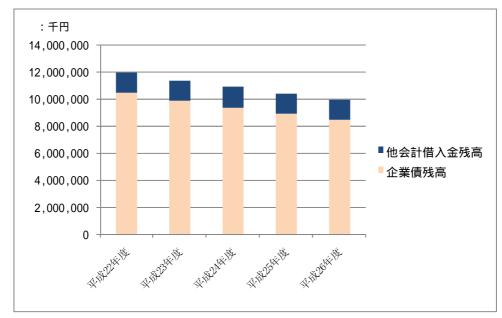


上記の土地売却収益は、オ・ダーメイド方式である御坊工業団地(熊野)を除く販売用地を平成40年度までに全て売却することを前提に、各年度平均的に計上したものである。

企業債及び他会計借入金残高の推移見込み

(単位:千円)

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
企業債残高	10,450,000	9,846,000	9,376,000	8,925,000	8,464,000
他会計借入金残高	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000



平成 40 年度までに販売用地を売却することを前提としているため、その売却代金により企業債を漸次償還していく計画となっている。

工業用水道事業会計からの借入金(1,500,000 千円)については、返済期限が平成31 年度に到来するが、さらに借入期間を10 年間延長した後、一般会計からの補填により返済を行うことが想定されている。

(4)土地造成事業に対する資金援助について

土地造成事業においては、既述のとおり企業債の早期償還を実現するため販売用地の売却を進めているが、企業誘致の停滞や土地の時価下落により、販売用地の売却及び企業債の償還が円滑に進んでいない。

そのため、県は、土地造成事業に対して上記(3)に記載した 1,500 百万円の貸付、一般会計からの 157 百万円の繰入れの他にも、過去から多様な形で資金的な援助を実施している。その概要は以下のとおりである。

土地造成事業会計に対する資金援助の状況

		一般会計	
	時期	内容	資金援助額
а	平成21年度	港湾局から売却用として販売用地を移管。	2,924百万円
b	平成21年度以降	資金不足に充てるため一般会計から繰入。平成22 年度以降も継続的に実施予定。	(年間)157百万円

他特別会計			
	時期	内容	資金援助額
С	平成17・18年度	電気事業会計の清算剰余金を、一般会計に戻すことなく、工業用水道事業会計を経由した上で、移管。(詳細はP.60参照)	1,200百万円
d	平成21年度	工業用水道事業会計より、貸付。当該貸付の返済 にあたっては、新たに一般会計からの繰入を想定 している。	1,500百万円
е	平成21年度以降	上記の工業用水道事業会計からの貸付金の利率が、企業債よりも低金利に設定されていることにより、利息の差額部分は実質的には資金援助となっている。(詳細はP.61参照)	(年間)9百万円
f	(恒常的)	土地造成事業会計と工業用水道事業会計の両特別会計に共通して発生している費用について、すべて工業用水道事業会計で負担されており、実質的には資金援助となっている。(詳細はP.66参照)	(年間)約19百万円

平成21年度における数値であり、年度によって金額は異なる。



土地造成事業会計

2. 工業用水道事業の概要

(1)事業の内容

事業概要について

工業用水道事業は、有田川、紀の川の豊富な水資源を活用して、昭和 25 年頃から盛んになった企業の工場拡張、人口の都市集中による水需要の増大、また、昭和南海地震による地盤沈下の影響を受けた地下水の枯渇等の用水問題を解決するため設置された事業である。

主に、臨海工業地帯 35 事業所に 1 日当たり 167,600 m³の給水を行っている(平成 21 年度)。

工業用水道事業の概要

(平成21年度)

	有田川工	業用水道	紀の川工業用水道
	有田川第一	有田川第三	紀の川第二
給水区域	海南市	有田市	和歌山市、海南市
給水開始時期	昭和31年4月	昭和59年7月	昭和40年7月
設置目的	昭和21年昭和南海地震による地下水枯渇のため、工業地帯への給水を実施	臨海工業地帯への給 水を実施	海南臨海工業地帯及 び和歌山市小雑賀地 区の化学工場などへ の給水を実施
取水量	31,190㎡/日	113,700㎡/日	110,000㎡/日
配水能力	31,000㎡/日	107,000㎡/日	102,300㎡/日
契約水量	13,000㎡/日	87,000㎡/日	67,600㎡/日
給水先事業者数	2	2	31
給水基本料金	10.70円/㎡	11.10円/㎡	11.70円/㎡
超過料金	21.40円/m³	22.20円/m³	19.60円/m³

全国で工業用水道事業を行う都道府県の事業者数は、41 事業者である。和歌山県の位置付けは、配水能力で 21 位、1 日平均配水量で 22 位とほぼ中間に位置している (平成 21 年 12 月)。

各水道の沿革について

<有田川第一工業用水道>

昭和 21 年 12 月の昭和南海地震により、下津町(現海南市)一帯の地下水が枯渇したため、丸善石油株式会社(現コスモ石油ルブリカンツ株式会社)が一部着工していた工業用水道施設を譲り受け完成し、昭和 31 年 4 月より県営により給水を開始した。

昭和59年7月より給水量を1日当たり51,000㎡から31,000㎡に変更した。

総事業費は企業債で調達した建設費 2 億 4 千万円、丸善石油株式会社からの受贈資産 9 千万円の計 3 億 3 千万円である。

< 有田川第三工業用水道 >

有田臨海工業用地に立地する企業の工場増設等に伴う工業用水の受水要請に対し、 有田川の表流水を水源とし、給水量 1 日当たり 148,800 ㎡の計画で昭和 46 年、建設に 着手する。その後、石油ショックを契機とした経済情勢の変化等により、配水施設の 完成後、昭和 55 年度に建設休止となった。

昭和59年7月より、有田川第一工業用水道の余剰水を水源とし、有田川第二工業用水道(注)の送水施設等を併用して一部給水を開始した。

昭和 60 年 3 月、有田川第二工業用水道と統合のため計画給水量を 1 日当たり 107,000 ㎡とし、水源を表流水から伏流水にする等事業変更を行い、昭和 60 年 11 月より有田川第三工業用水道として給水を開始した。

総事業費は国庫補助金や企業債で調達した建設費 28 億 8 千万円、有田川第二水道事業からの引継資産 6 億 5 千万円、東亜燃料工業株式会社(現東燃ゼネラル石油株式会社)からの受贈資産 2 千万円の計 35 億 5 千万円である。



(注)有田川第二工業用水道

県北部臨海工業地帯開発事業の一環として造成した有田臨海工業用地に、有田川の伏流水を水源として工業用水を供給するため、東亜燃料工業株式会社の施設を譲り受け、昭和41年7月、県営により給水能

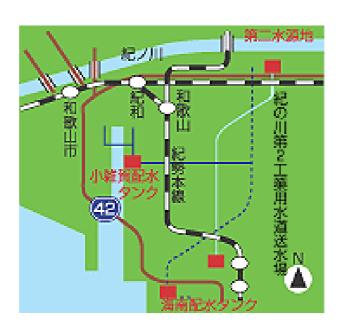
力 1 日当たり 87,000 m で運営を開始した。

昭和60年10月、有田川第三工業用水道と統合のため廃止された。

<紀の川第二工業用水道 >

北部臨海工業地帯開発事業の一環として造成された海南港埋立工業用地に新たに進出してきた石油精製、鉄鋼、電力等の各工場、および工業用水不足になやむ和歌山市手平、小雑賀宇須地区の紡績、染色、化学等の各工場に対して低廉豊富な用水を供給するため、昭和38年4月に工事着手し、昭和40年7月、一部運営を開始した。

昭和 41 年 7 月、全部の運営を開始した。計画給水量は 1 日当たり 102,300 m³である。 総事業費は国庫補助金 4 億円、企業債 12 億円の計 16 億円である。

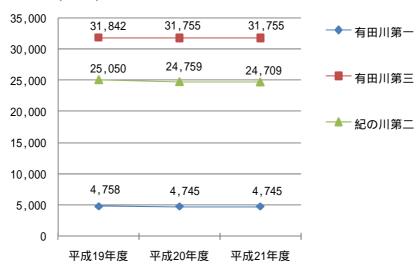


近年の事業所別給水状況

直近3年度における事業所別の給水量は次のとおりである。

給水量 (千㎡)	平成19年度 (A)	平成20年度 (B)	平成21年度 (C)	(B)/(A)	(C)/(B)
有田川第一	4,758	4,745	4,745	99.7%	100.0%
有田川第三	31,842	31,755	31,755	99.7%	100.0%
紀の川第二	25,050	24,759	24,709	98.8%	99.8%
計	61,650	61,259	61,209	99.4%	99.9%
給水収益 (千円)税抜	670,151	665,768	665,102	99.3%	99.9%





給水量・給水収益については、前年対比 99.9%であり、直近 3 年度で見ても、大きな変動はなく、安定的に給水が行われ、安定的に給水収益を獲得している状況にある。

水道料金の設定方法

給水基本料金は、通商産業省(現経済産業省)の通達「工業用水道料金算定要領」 (平成11年7月)に基づき算定し、経済産業省の承認と議会の議決を経て決定される。 工業用水道料金算定要領による水道料金算定方法は総括原価方式とされ、概要は以 下のとおりである。

<算定期間>

原則として4月を始期とした1年間を単位とする将来の3年間とする。

<総括原価>

総括原価は営業費用及び営業外費用の合計額から控除項目の額を控除した額とする。 総括原価の算定に当たっては、過去の実績及び合理的な需要予測に基づく施設計画、 事業計画、資金計画等を前提とし、能率的な経営の下における適正な営業費用に工業 用水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる営業外費用を加えた額から、 控除項目の額を控除して算定するものとする。

<営業費用>

営業費用は、人件費、動力費、薬品費、修繕費、受水費、負担金、その他の維持管理費及び減価償却費の合計額とする。

<営業外費用>

営業外費用は、支払利息、ダム等水源施設費引当金及び事業報酬の合計額とする。

<控除項目>

控除項目の額は、過去の実績及び料金算定期間中の事業計画、個別費目の性質等を勘案して適正に算定した諸手数料その他事業運営に伴う関連収入の合計額とする。

<算定式>



水道料金の推移

各水道別の水道料金の推移は以下のとおりである。

	有田川	第一工業	用水道	有田川	第三工業	用水道	紀の川!	第二工業	用水道
年月	料金 (円/㎡)	増減額 (円)	増減率	料金 (円/㎡)	増減額 (円)	増減率	料金 (円/㎡)	増減額 (円)	増減率
昭和31年4月	4.70	•	•						
昭和33年4月	4.50	0.20	-4.26%						
昭和36年4月	3.00	1.50	-33.33%						
昭和38年4月	2.50	0.50	-16.67%						
昭和41年4月	2.60	0.10	4.00%						
昭和41年7月				2.60	-	-	4.00		-
昭和47年11月	4.00	1.40	53.85%	4.00	1.40	53.85%			
昭和50年4月							6.00	2.00	50.00%
昭和53年4月	7.50	3.50	87.50%	7.50	3.50	87.50%	7.10	1.10	18.33%
昭和59年7月	10.70	3.20	42.67%						
昭和60年11月				11.10	3.60	48.00%			
昭和63年4月							8.20	1.10	15.49%
平成13年4月							9.80	1.60	19.51%
平成16年4月							11.70	1.90	19.39%

<有田川第一工業用水道>

給水開始から 10 年間は基本料金の値下げが続いてきたが、昭和 40 年代の石油ショックにより一転、基本料金は上昇傾向に変わった。

昭和 59 年 7 月に最後の料金改定を実施し、平成 21 年度末現在、25 年 9 ヶ月間料金 改定を実施していない。

<有田川第三工業用水道>

昭和 47 年 7 月から昭和 60 年 11 月までの料金は、前身の有田川第二工業用水道のものである。

有田川第二工業用水道時代は、6~7 年おきに料金改定を実施していたが、有田川第 三工業用水道に統合した昭和 60 年 11 月以来、24 年 5 ヶ月間料金改定を実施していない。

<紀の川第二工業用水道 >

昭和41年7月の一部給水開始以来、比較的頻繁に料金改定を実施している。

基本料金は上昇傾向にあるが、毎回 1~2 円程度の増額、前回比 20%程度の増加率とほぼ一定の割合で増加している。

(3)決算の概要

工業用水道事業の決算状況

<u>(貸借対照表)</u>

-	1	畄	欱	•	工	Щ	`	
١,		-	111				,	

			<u>(</u>	
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
資産の部				l
1 固定資産				
土地	323,890	323,890	323,890	l
建物	342,874	342,874	344,630	
構築物	6,052,557	6,058,992	6,086,537	
機械及び装置	2,087,725	2,083,991	2,094,459	
車両運搬具	4,846	4,846	3,709	
工具器具備品	14,465	14,465	14,482	
減価償却累計額	3,713,144	3,854,210	3,997,172	
建設仮勘定	24,409	61,565	63,314	
電話加入権	1,058	1,058	1,058	
長期貸付金	- 1	,	1,500,000	
その他固定資産	703	636	569	
固定資産合計	5,139,387	5,038,110	6,435,479	
2 流動資産	0,100,007	0,000,110	0,100,470	l
	2,915,230	3,208,597	2,073,490	l 1
未収金	66,227	65,318	65,531	
貯蔵品	2,095	1,928		
流動資産合計	2,983,554	3,275,844	2,140,688	
資産合計	8,122,942	8,313,954	8,576,167	
負債の部	, ,	.,,	.,,	
3 固定負債				
引当金	460,185	487,797	457,424	2
その他固定負債	0	20,335	20,335	
固定負債合計	460,185	508,133	477,760	
4 流動負債	,	555,155	,	
未払金	76,576	45,947	106,614	3
その他流動負債	21,057	655	3,675	
流動負債合計	97,633	46,603	110,290	
負債合計	557,819	554,736	588,050	l
資本の部	55.,5.6	551,155	300,000	
5 資本金				l
自己資本金	4,324,299	4,364,299	4,390,299	1
資本金合計	4,324,299	4,364,299	4,390,299	
6 剰余金	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	l
資本剰余金	2,700,546	2,700,099	2,698,061	1
利益積立金	-	10,000	20,000	
建設改良積立金	389,000	459,000	643,000	
当年度未処分利益剰余金	151,276	225,818		
剰余金合計	3,240,822	3,394,918	3,597,817	l
資本合計	7,565,122	7,759,217	7,988,116	1

(財政状態に関するコメント)

工業用水道事業では、平成 21 年度現在、現金預金を 2,073,490 千円保有しており、 流動比率 (= 流動資産÷流動負債×100%) は 1,941%にのぼる。また、企業債等の有 利子負債が存在しないことから、工業用水道事業の財務安全性は高いと言える。

また、平成 21 年度現在、総資産 8,576,167 千円のうち構築物、機械及び装置が約 6 割を占める。この点で、一定以上のサービスの提供のために巨大な装置を要する水道事業の特徴が現れている。なお、構築物の内訳は配水設備等であり、機械及び装置の内訳は電気設備・ポンプ設備等である。

(増減内容に関するコメント)

- 1 平成 21 年度の長期貸付金 1,500,000 千円は、全額、土地造成事業への長期貸付金 である。なお、平成 21 年度の現金預金が、前年比で 1,135,107 千円減少したのは、主に当該貸付による。
- 2 平成 21 年度の引当金が、前年比で 30,373 千円減少したのは、平成 21 年度の修繕 費執行額が 65,922 千円(前年比 49,088 千円増)と多額であったため、修繕引当金 を 30,373 千円取崩し、当該取崩額を修繕費から控除したことよる。
- 3 平成 21 年度の未払金が、前年比で 60,667 千円増加したのは、主に、平成 21 年度 に多くの修繕工事が実施されたことに伴い、当該修繕工事に係る未払金 56,867 千 円が計上されたことによる。
- 4 直近3年間で、建設改良積立金が254,000千円増加しているのは、今後の耐震工事の財源とすることを予定して、積立てを進めたことによる。

(損益計算書)

(単位:千円)

1

2

_				(+ 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		平成19年度	平成20年度	平成21年度
1	営業収益			
	給水収益	670,151	665,768	665,102
	営業雑収益	27,413	27,338	27,338
2	営業費用			
	有田川事業費	142,213	152,218	156,430
	紀の川事業費	128,846	123,003	126,007
	管理センター費	122,427	120,781	120,629
	一般管理費	160,660	136,826	93,235
	営業利益	143,416	160,276	196,137
3	営業外収益			
	受取利息	22,021	23,282	22,263
	受託事業収益	2	-	-
	雑収益	11,277	10,982	12,535
4	営業外費用			
	支払利息	7,032	-	-
	受託事業費	2	-	-
	雑損失	0	-	0
	経常利益	169,681	194,542	230,936
5	特別損失			
	その他特別損失	48,533	-	-
	当年度純利益	121,148	194,542	230,936
	前年度繰越利益剰余金	30,128	31,276	5,818
	当年度未処分利益剰余金	151,276	225,818	236,755

(経営状況に関するコメント)

直近3年間の収益は、微減しているものの概ね約7.3億円で安定している。収益の約9割は、給水収益が占めている。直近3年間、給水量は概ね安定しており、料金改定も行われていないため、給水収益も、微減しているものの概ね約6.7億円で安定している。

直近3年間の純利益は、平成19年1.2億円、平成20年1.9億円、平成21年2.3億円と増加傾向にあるが、これは営業費用の減少、具体的には、主に退職給与金(退職給与引当金繰入額)の減少による。

ただし、平成 21 年度において既に退職引当金の引当を中止していることから、これ以上の退職給与金の減少は見込めないため、今後、純利益を増加させるには、新たな給水先を開拓する等により給水収益を増加させるか、業務の効率化を図り営業費用を削減することとなる。

(増減内容に関するコメント)

1 直近3年間で一般管理費が減少傾向にあるのは、前述したように、主に退職給与金 (退職給与引当金繰入額)を減少させたことによる。なお、退職給与金は、平成 19年度は55,326千円、平成20年度は41,629千円(前年比13,697千円減少)平 成21年度は、退職給与引当金の引当を中止したため0円(前年比41,629千円減少)であった。 2 平成 19 年度の特別損失は、企業債の繰上償還を実施した際に発生した補償金である。

主な会計処理方法について

修繕引当金の計上方法

修繕引当金に係る会計処理は、修繕費執行額が、修繕費予算額に満たない場合、当該差額だけ修繕引当金を繰り入れ、また、修繕費執行額が修繕費予算額を上回る場合、 当該差額だけ修繕引当金を取り崩している。なお、修繕費予算額は、現年度を含む将来5年間の修繕計画における平均修繕費の2分の1としている。

退職給与引当金の計上方法

退職給与金を除く職員給与費に係る当初予算額に余剰がある場合、当該余剰額を退職給与金予算に流用し、流用後の退職給与金予算額が、退職手当執行額を超過する部分を退職給与引当金に繰入れている。

(4)中期経営計画について

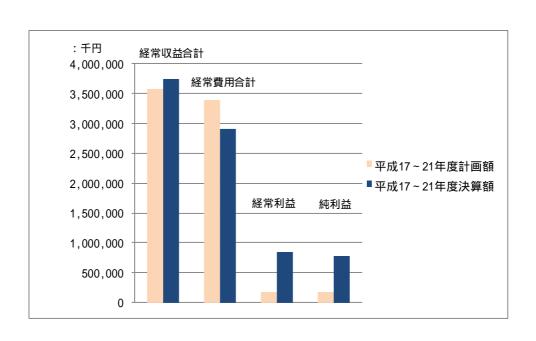
第1次中期経営計画の達成状況

工業用水道事業における第1次中期経営計画の達成状況は次のとおりである。

経営成績の状況

(単位:千円)

			(手四・ココノ
項目	平成17~21年度 計画額	平成17~21年度 決算額	差額
事業収益	3,584,396	3,623,492	39,096
受託事業収益	-	123,792	123,792
他会計補助金	-	1	0
経常収益合計	3,584,396	3,747,284	162,888
人件費	1,120,473	1,020,955	99,518
維持管理費	1,200,841	824,542	376,299
減価償却費等	963,390	860,351	103,039
支払利息等	115,209	72,919	42,290
受託事業費	-	123,792	123,792
経常費用合計	3,399,913	2,902,559	497,354
経常利益	184,483	844,725	660,242
特別利益	-	7,716	7,716
特別損失	-	72,283	72,283
純利益	184,483	780,158	595,675



人件費は平成 20 年度に職員数を 21 名から 20 名へと 1 名減員したことによる減少である。

維持管理費・減価償却費は、平成 16 年度に設置した工業用水道管理センターでの集中管理体制による経費削減効果や未利用資産等の処分等によって、計画と比較して大幅に減少した。

支払利息は企業債の繰上償還による減少である。

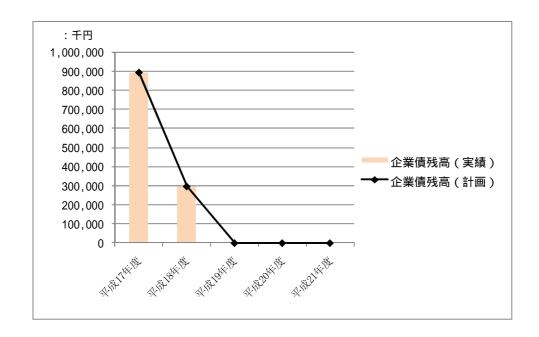
特別利益の7百万円は未利用資産の売却益、特別損失の72百万円は企業債の繰上償還に伴い発生した金融機関に対する補償金の支払い、及び未利用資産の譲渡損等である。

企業債の償還状況は次のとおりである。

企業債残高の推移

(単位:千円)

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
企業債残高(計画)	892,043	296,229	-	1	-
企業債残高(実績)	892,045	296,232	-	-	-



企業債の繰上償還はほぼ計画どおりに実施された。平成 19 年度中にすべての企業債の償還を終えた。

計画においても繰上償還の実施は折り込み済みだったが、この繰上償還により金融機関に対する補償金が平成 17 年度からの 3 年間で 68 百万円発生した。

一方、県は繰上償還した企業債の将来支払利息を 321 百万円と試算しており、企業 債繰上償還によるキャッシュ・フローのプラスの効果を 252 百万円としている。

第2次中期経営計画の概要

第 2 次中期経営計画では工業用水道事業における現状の課題として、従前からの課題でもある以下の 2 点が挙げられている。

施設の耐震化及び老朽化施設の更新工事

耐震補強工事や老朽化施設の更新工事を計画的に実施する。

危機管理体制の充実

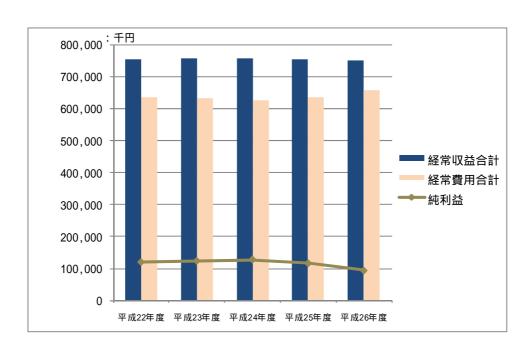
災害等においても、安定供給できる危機管理体制を構築する。

第 2 次中期経営計画における損益計画及び設備投資計画、人員計画は次のとおりとなっている。

損益計画

(単位:千円)

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	5 年累計
給水収益	697,829	699,741	697,829	697,829	697,829	3,491,057
営業雑収益	28,706	28,785	28,706	28,706	28,706	143,609
営業外収益	28,305	28,668	29,010	26,688	24,792	137,463
経常収益合計	754,840	757,194	755,545	753,223	751,327	3,772,129
人件費	179,799	179,799	179,799	179,799	179,799	898,995
維持管理費	252,342	248,687	248,181	247,688	247,209	1,244,107
減価償却費等	180,388	191,262	198,520	208,040	221,666	999,876
営業外費用	21,945	13,455	1,000	1,000	7,881	45,281
経常費用合計	634,474	633,203	627,500	636,527	656,555	3,188,259
純利益	120,366	123,991	128,045	116,696	94,772	583,870



経常収益においては、今後も給水需要を現状維持とし、安定して年間 7 億円の給水収益を見込んでいる。

経常費用においても、人件費や維持管理費はほぼ横ばいに推移するとみているが、 平成 22 年度からスタートする耐震化工事や随時実施される予定の施設更新工事に よって、減価償却費が漸増していく見込みである。

純利益は毎年度1億円前後で推移していく計画となっている。

設備投資計画

(税込、単位:百万円)

	平成22年度	平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	5ヶ年合計
有田川第1	45	6	84	26	16	177
有田川第3	146	28	563	589	197	1,523
紀の川第2	13	213	144	88	20	478
管理センター	11	0	0	0	126	137
計	215	247	791	703	359	2,315

上記計画には東南海、南海地震といった大規模地震の発生に備えた耐震化工事と 施設老朽化に伴い必要となる施設更新工事に対する投資を含んでいる。

人員計画

平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間で人員の増減はなく、現状維持としている。

第3 監査の結果及び監査結果に添えて提出する意見の要約

- 【 1 】土地造成及び工業用水道事業に共通する事項に関する監査の結果及び意見の 要約
 - 1.土地造成事業に対する資金援助について(結果及び意見)

県は、土地造成事業に対して、企業債の早期償還を実現するため、過去から多様な 形で資金的な援助を実施しているが、その手続きの過程において下記の事項が発見さ れた。

共通費の配賦について(結果)(P.66参照)

土地造成事業及び工業用水道事業はいずれも公営企業課の所管であり、共通して発生する費用が存在するが、当該共通費は工業用水道事業が全額負担している状況となっている。

地方公営企業は、独立採算制を前提とするため、土地造成事業と工業用水道事業の 共通費は、適切な按分基準を用いて配賦計算を行い、負担区分を明確にすべきである。

電気事業会計の清算剰余金の処理について (意見)(P.60参照)

平成 16 年度をもって電気事業が廃止され、これに伴い、12 億円超の清算剰余金が生じた。県はこの清算剰余金のうち 12 億円を一般会計又は他の特別会計に戻すことなく、工業用水道事業会計を経由して土地造成事業会計に回したため、県が直接出資したのと同様の結果になっている。

電気事業の清算剰余金を土地造成事業へ出資するのであれば、一旦、一般会計又は他の特別会計(公営企業会計を除く)に戻した上で、そこから土地造成事業会計へ出資することにより、出資者と出資を受けた地方公営企業の関係を明確にしておく必要があったと考える。

貸付の実施による機会費用への対応について (意見)(P.62参照)

平成 21 年度において、工業用水道事業会計から土地造成事業会計に対して 15 億円 の貸付が行われている。当該貸付金の貸出し利率は、6 ヶ月定期預金の利率に基づいて決定されるため、20 年間にわたって資金が継続して貸し付けられるという条件下において、他の資金運用方法に比べて、利回りは低くなっていると考えられる。

当該貸付金のスキームは土地造成事業への県の支援策の一環であり、今後とも社会情勢を踏まえ適切に対応していくことが必要であるが、公営企業会計の独立採算の原則の観点からは、工業用水道の利用者からの理解も得ていくことが望まれる。

2.電気事業の清算について(意見)

清算手続きについて (P.60 参照)

県は、平成 16 年度に地方公営企業会計である電気事業を廃止することに伴い、電気 事業の資金や債権債務を一括して工業用水道事業会計に引き継ぎ、工業用水道事業会 計を通して清算手続きを実施した。

これにより、清算の対象となる資金や債権債務が工業用水道事業会計の資金や債権 債務に含まれることにより、電気事業会計の清算過程が外部からは分かりにくい状況 となっている。

今後、公営企業会計の清算処理を行う場合は、他の地方公営企業の会計で処理することなく、清算特別会計を別途設け、利害関係者や県民に明瞭な形で清算処理を行うことが望まれる。

PCB 廃液の処理について (P.61 参照)

電気事業の清算によって生じた清算剰余金のうち 20 百万円については未だに工業用水道事業会計が「預り金」として保有している。これは、電気事業で使用した PCB 廃液の処理のための資金であり、工業用水道事業に管理責任はないものである。早急にしかるべき管理部署に移管し、預り金 20 百万円については、一般会計に戻すことが望まれる。

3.経費等の支払方法の改善について(意見)(P.66参照)

現在、支払業務においては小切手を利用しているが、ファームバンキングシステム (コンピュータと通信回線を使って、企業等から直接、銀行などの金融機関のサービスを利用すること。以下「FB」という)による支払方法に変更することにより、小切手作成に関連する一連の業務が削減され、支払業務の効率化に資する可能性がある。

FB による支払方法に変更した場合の新たな統制手続きと業務効率化の程度を勘案したうえで、FB による支払方法への変更を検討することが望まれる。

4. その他の意見について(意見)

項目	内容
事務吏員に係る退職手当の負	土地造成事業及び工業用水道事業のいずれにおいて
担関係の明確化について	も、事務吏員の退職手当については、一般会計が全額
(P.68 参照)	負担しているが、この負担関係について明確な規定は
	ない。
	事務吏員に係る退職手当の負担関係について、県で慎
	重に検討し、その結果については明確に文書化してお
	くことが望まれる。
事務吏員の退職給与引当金未	積極的な情報開示の観点から、事務吏員の退職手当を
計上に係る注記について	一般会計が全額負担することを理由に退職給与引当金

(P.69参照)	を計上しない場合は、その旨を決算書の注記事項とし
	て記載することが適当である。
超過勤務手当の計算等におけ	平成 21 年度において、超過勤務手当に関する申請書の
るチェック体制について	入力、チェック作業を 1 名の担当者が実施しており、
(P.69参照)	上席者によるチェック・承認を受けていない状況で
	あった。
	少数の人員で業務を実施する場合、相互牽制による
	チェック機能が果たされなくなるおそれがある。
	内部統制の考え方を意識し、少数の人員であっても最
	低限の牽制機能を維持することが望まれる。

【2】土地造成事業に関する監査の結果及び意見の要約

1. 土地台帳の正確性について (結果) (P.79 参照)

土地造成事業において保有している販売用地は、土地台帳によって工業団地別の土地面積、金額の増減状況が管理されている。当該土地台帳を確認したところ、その内容に誤りが散見され、会計帳簿との整合性も確保されていない状況であった。

会計帳簿と土地台帳との照合を行い、両者の整合性を確保すべきである。

2. 有価証券整理簿の整備状況について (結果) (P.82 参照)

預り有価証券は、有価証券整理簿を作成することが求められているが、有価証券整理簿が作成されていない。早急に有価証券整理簿を作成し、有価証券の保有状況を適切に管理しておく必要がある。

3. 未造成土地の管理状況について(意見)

未造成土地に関する経費負担について(P.72参照)

御坊工業団地(熊野)について、開発当初に県と御坊市土地開発公社の間で御坊土 地開発公社が2億5千万円の経費負担をする(ただし事業の精算時において負担額を 別途協議することとなっている)とする覚書が締結されているが、当該経費負担につ いては、事業が完了していないことから未だ入金されておらず、御坊市との間におい ても協議は行われていない。

当該事業は、「協定書」の締結から既に約 20 年が経過しており、当初の計画に比べて状況が大きく変わっていることを踏まえ、御坊市土地開発公社との間で当該経費負担についての「覚書」の見直し等についての協議を始めることが望まれる。

事業計画及び予算の立案、見直し等について (P.73 参照)

御坊工業団地(熊野)の造成事業は、事業着手から約20年が経過しており、また、 事実上未造成の状態にある平成21年度末において、事業への総支出額が27億円と当 初予算額(26億円)を既に超えている。

当初の計画外の事象が生じた場合には、事業計画及び当初予算そのものの見直しを 速やかに行い、事業を継続するかどうかの検討を行うとともに、今後、県において長 期的な多額の投資を行うにあたっては、予算と実際支出発生額を比較し、その差異分 析を行い、常に事業の遂行を監督するとともに、状況によっては計画の修正、更新を 行い、事業継続の判断を適時に実施することができる仕組みを構築することが望まれ る。

未造成土地の積極的販売について(P.74参照)

県は、当該未造成土地の販売が可能と判断し、販売を継続する方針であるとのこと

であれば、企業誘致のホームページや「和歌山県 企業用地位置図」などに当該未造成土地の情報を開示するとともに、積極的な販売活動を継続して実施していく必要があるが、それでもなお、販売の見込みが立たない状況が継続するようであれば、当該未造成土地の取り扱い方針について、内外から広く意見を集約し、県民の理解を得たうえで、事業の廃止や用途変更も含めた対応を検討していくことも必要であると考える。

関連文書の整理・保管ルールの運用について(P.74参照)

未造成土地である御坊工業団地(熊野)の造成事業に関する文書・資料等は、現時点においてほとんど残されていない。対象となる事業全体の執行が完了しない状況で、関連文書を保管期間の経過した文書として廃棄するという形式的な取り扱いをすべきではない。文書管理の整理・保管ルールの運用は、関連する事業の遂行を念頭においた責任ある運用を行うことが求められる。

4.販売用地の時価下落状況について(意見)

土地造成事業会計が保有している販売用地は、簿価に比べて時価が下落(77 億円。下落率 44.7%)している。これは、現在保有している販売用地が含み損(将来の売却時に発生する損失)を抱えている状況を意味しているが、その状況が決算書では読み取ることができない状況となっている。

強制評価減の適用について (P.76 参照)

御坊工業団地及び御坊工業団地(熊野)の販売用地については、時価下落率が 50% を超え、著しく下落しており、強制評価減を適用すべきである(4,941 百万円(御坊工業団地2,349 百万円、御坊工業団地(熊野)2,592 百万円)。

低価法の適用について (P.77 参照)

販売目的の土地の時価下落に係る規定として、時価をもって帳簿価額とすることができる」とするいわゆる低価法の規定があり、県民に対し土地の時価下落の影響を積極的に開示する観点から、低価法の適用が望まれる(2,772 百万円(雑賀崎工業団地1,555 百万円、日高港工業団地1,217 百万円)。

5. その他の意見について(意見)

項目	内容
港湾部局から移管された土	西浜工業団地では、通常の販売用地と、港湾部局から移
地に係る台帳管理について	管された土地は、それぞれ単価の性質が異なることか
(P.75 参照)	ら、両者を区分して売却原価を算定しているが、同一の
	台帳管理内で両者の管理が行われている。

	土地台帳上、売却原価の単価が明確になるように、港湾
	部局から移管された土地については、別個の土地台帳に
	よる管理を行うことが望まれる。
土地売却原価の計算におけ	工業団地内の進入路部分は、隣接する土地が売却された
る進入路の取扱いについて	後に、所在する市に無償譲渡される。そのため、土地売
(P.81 参照)	却原価の計算に当たっては、当該進入路部分の面積を考
	慮する必要があると考えられる。その際、当該進入路が
	専用か共用かによって取扱いが変わることに留意が必要
	である。

【3】工業用水道事業に関する監査の結果及び意見の要約

1. 工業用水道事業会計における会計処理について(結果及び意見)

工業用水道事業会計における会計処理の方法を確認したところ、以下の事項が発見された。

退職給与引当金に係る会計処理について(結果)(P.90参照)

平成 21 年度末時点における退職給与の期末要支給額は 159 百万円であり、決算書に計上されている退職給与引当金 255 百万円との差額 95 百万円が負債として過大計上されている。

減価償却計算の誤りについて (結果) (P.92参照)

工業用水道事業会計における固定資産の減価償却計算を検証したところ、次のとおり誤りが発見された。

項目	内容	平成 21 年度までの 累積影響金額
給水管 (受贈資産)	受贈資産について「みなし償却」を実施 すべきところ、通常の減価償却を実施し ていた。	1,199 千円
アスファルト舗装	耐用年数 10 年であるところ、40 年として計算していた。	215 千円

県においても独自に減価償却計算の再計算を実施するなど固定資産台帳の正確性に ついて検討すべきである。

修繕引当金に係る会計処理について(意見)(P.95参照)

工業用水道事業における修繕引当金は、大規模修繕に関してのみ計上することが適当であり、平成21年度末時点における修繕引当金の試算額217百万円と決算書における修繕引当金計上額201百万円との差額15百万円について追加で引当計上する等、修繕引当金の計上方法について再検討することが望まれる。

2. 水道料金の改定について(意見)

工業用水道の給水基本料金は、通商産業省(現経済産業省)の通達「工業用水道料金算定要領」に基づき算定されることになっているが、いずれの工業用水道事業においても、理由の違いこそあれ、長期間にわたって水道料金の改定が行われていない状況にある。

有田川第三工業用水道事業、紀の川第二工業用水道事業の料金改定について (P.86 参照)

有田川第三工業用水道事業は昭和 60 年、紀の川第二工業用水道事業は平成 16 年を

最後に、水道料金の改定を行っていない。県は現状の料金水準の妥当性について、将来の資金需要予測等のデータを用いた一定の検証は行っているが、「工業用水道料金算定要領」に基づいた料金の再計算は実施していない。

料金算定期間は原則3年とされているが、「原価要素の変動の状況等からみて、これによることが適当でないと認められる場合については適正な期間を設定できる」とされている。料金の適正な算定期間を設定し、将来の設備投資計画や需要の適切な見積もりを行ったうえで、「工業用水道料金算定要領」に基づいた料金の計算を行い、現在の料金水準が適正であるかどうかについての、詳細な検討を行うことが望まれる。

有田川第一工業用水道事業の料金改定について (P.87 参照)

有田川第一工業用水道事業は昭和59年を最後に、水道料金の改定を行っていない。 現在は、利用者から水道料金とは別に負担金を徴収しているが、当該負担金がなけれ ば、有田川第一工業用水道事業は赤字となる計算である。現在、水利権の調整に時間 がかかり料金改定が滞っているが、水利権の問題が解消した際には、水道料金を再計 算すべきである。

3. その他の意見について(意見)

項目	内容
固定資産の現物確認について	有形固定資産の管理については、現場の固定資産管理
(P.87参照)	担当職員による調査・申告に任されており、担当者で
	はない第三者による調査や現物確認は実施されていな
	l I _o
	定期的な現物確認を実施し、その実効性を確保するう
	えで、担当職員以外の者による確認、固定資産ラベル
	の貼付等のルール化が望まれる。
固定資産管理システムの利用	固定資産の台帳管理は表計算ソフトを用いて行われて
について	いる。
(P.92 参照)	固定資産の台帳管理にあたっては、計算や集計の正確
	性、データ間の整合性や業務処理の安定性を確保する
	には、固定資産システムの導入が望ましいが、表計算
	ソフトの運用を続けるか固定資産システムを導入する
	かは、コストと業務効率、処理誤りのリスク等を十分
	勘案して決定する必要がある。

第4 監査の結果及び監査結果に添えて提出する意見

- 【1】土地造成及び工業用水道事業に共通する事項に関する監査の結果及び意見
 - 1. 電気事業の清算について
 - (1)電気事業の清算の現状

企業局の廃止に伴う同局所管事業の整理状況

平成 16 年度をもって、企業局が廃止され(注) 同局が所管していた各事業会計は以下のように整理された。

<電気事業会計>

平成 16 年度末で事業廃止。所有していた佐田、岩倉及び美山発電所を 42 億 5 千万円で売却し、企業債を全額償還した。

<駐車場事業会計>

平成 16 年度で地方公営企業会計を廃止。企業債を電気事業清算剰余金により全額 償還した上で、県土整備部において引き続き運営を行っていくこととなった。その後大 新公園の駐車場は和歌山市に移管している。

<工業用水道事業会計、土地造成事業会計>

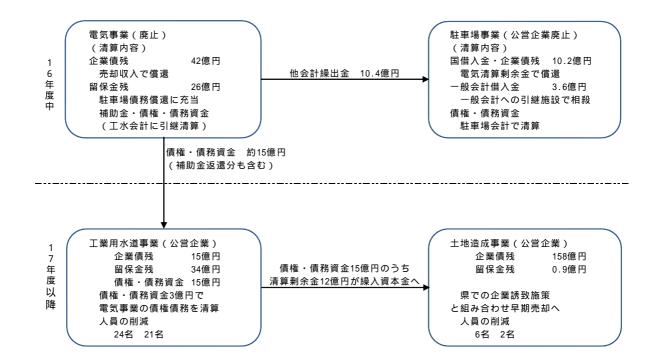
商工労働部に移管し、引き続き地方公営企業会計として事業を継続。現在に至る。

注)

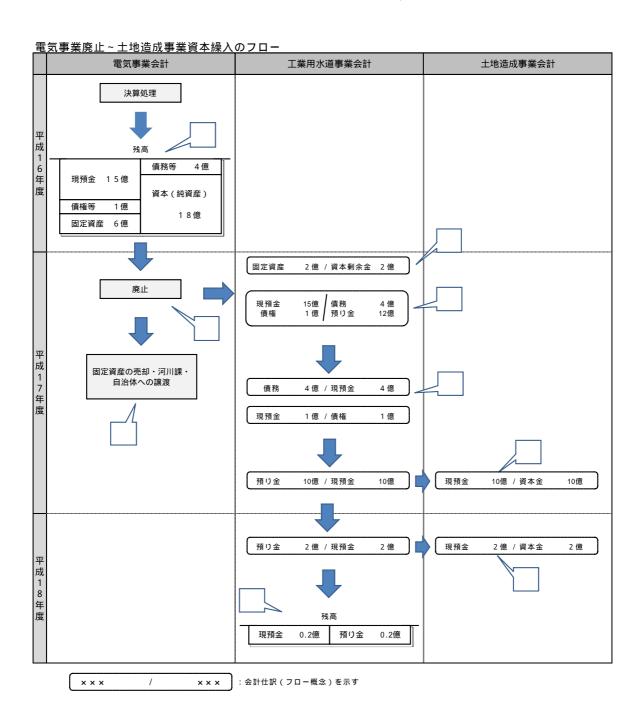
企業局廃止に至った要因として、県は平成 17 年 2 月の県議会で、 土地造成事業は日高港完成により区切りがついたこと、 平成 22 年の電力自由化に伴い、発電事業の採算性の急激な悪化が予測されることから、関西電力株式会社との間で発電所の売却について合意が行われたこと、 これらの結果、知事部局の各部と同等に位置づけていた局としての組織の必要性が低下し、よりスリムで効率的な体制へ移行すべき時期が来たことが理由として説明された。

電気事業会計と駐車場事業会計の清算処理の概要(~平成21年度)

企業局を廃止するにあたり、工業用水道事業会計と土地造成事業会計は事業を継続し、会計も引き続き地方公営企業会計で処理することになる一方、電気事業会計は事業そのものの廃止、駐車場事業会計は地方公営企業会計を廃止したため、電気事業会計の清算剰余金は次のように処理された。



上記の流れを経理処理で表すと下図のとおりである。



: 電気事業会計は平成 16 年度中に各発電所を売却の上、企業債を償還し清算した。

:企業局の廃止について条例の一部改正がなされた。

: 知事と企業局長との間で引継に関する覚書を締結。廃止時に電気事業会計が有していた固定資産のうち、2 億円分が簿価で工業用水道事業会計に引き継がれた。残りの4億円は一般会計(河川課等)への移行、他自治体へ無償譲渡された。

:電気事業会計が廃止時に有していた現金 15 億円、債権等 1 億円、債務等 4 億円を工業用水道事業会計が預り金として受け入れ。一時的な預り金のため、工業用水道事業では振替伝票で処理。

: 工業用水道事業会計にて、電気事業会計廃止時に処理できなかった債権債務の処理を随時実施した。

: 平成 17 年度土地造成事業会計補正予算で、土地造成事業会計に 10 億円の資本を 繰り入れた。

: 平成 18 年度土地造成事業会計補正予算で、土地造成事業会計に 2 億円の資本を繰り入れた。

:残額の20百万円は、未だ「預り金」として工業用水道事業会計の貸借対照表に計上されている。電気事業会計廃止時に電気事業で使用した PCB 廃液を引き継いでおり、 廃液処理の資金として保有しているものである。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査結果に添えて提出する意見

電気事業の清算手続きについて

地方公営企業の廃止については、地方公営企業法施行令第 6 条において法の適用の 廃止について規定されているが、その後の清算についての規程はなく、引き継ぎを行 う会計も特に規定されていない。

そこで県は「未払い・未収の処理に対して新たな予算組みの必要がなく、事務処理が容易である」「会計処理の一貫性が保てる」「工業用水道事業会計の損益に影響を与えず処理することができる」等の理由から、電気事業の資金や債権債務を一括して工業用水道会計に引き継いだ後、清算手続きがなされた。

そのため、電気事業会計の資金や債権債務が工業用水道事業会計の資金や債権債務 に含まれることにより、電気事業会計の清算処理の過程が外部からは分かりにくい状 況となった。

法令の規定はないが、他の自治体では地方公営企業の清算にあたって、民間企業の 清算会社に倣って、「清算特別会計」を設ける事例もある。

明瞭な形で情報を公開し、開かれた県政を推進していくには、会計上も利害関係者や県民に分かりやすい処理を選択すべきあり、今後、公営企業会計の清算処理を行う場合は、他の地方公営企業の会計で処理することなく、清算特別会計を別途設け、利害関係者や県民に明瞭な形で清算処理を行うことが望ましいと考える。

電気事業会計の清算剰余金の処理について

電気事業会計の債権債務の精算処理後、12 億円超の清算剰余金が生じた。県はこの清算剰余金のうち 12 億円を一般会計に納付することなく、工業用水道事業会計を経由して土地造成事業会計に回したため、県が直接出資したのと同様の結果になっている。この清算剰余金 12 億円は電気事業に帰属するものであり、工業用水道事業は一時的に預っただけであると県は主張するが、電気事業は平成 16 年度末をもって廃止されている。

地方公営企業法第 18 条 1 項において、「一般会計又は他の特別会計」は地方公営企業へ出資することができるとされているが、地方公営企業は一般に収益を目的とするものではなく、したがってその収益も原価を賄うに足る範囲で抑えられるべき性格のものであり、他の地方公営企業の経費を負担するだけの余裕があるとは考えられない。このような地方公営企業の特性を踏まえると、地方公営企業が他の地方公営企業に出資することは適当でないと解される。また、出資を受けた地方公営企業は利益の状況に応じて、納付金を一般会計又は他の特別会計に納付する必要がある(地方公営企業法第 18 条 2 項)が、上記の出資方法では、出資者が存在せず、土地造成事業に利益が

生じても事実上納付先がない状態となっている。

電気事業の清算剰余金を土地造成事業へ出資するのであれば、一旦、一般会計又は他の特別会計(公営企業会計を除く)に戻した上で、そこから土地造成事業会計へ出資することにより、出資者と出資を受けた地方公営企業の関係を明確にしておく必要があったと考える。

今後、公営企業会計において清算処理を行う場合には、上記 の観点に留意して 手続きを実施することが望まれる。

PCB 廃液の処理について

PCB 廃液は工業用水道事業から発生したものではないため、工業用水道事業に管理 責任はなく、早急にしかるべき管理部署に移管することが適当であると考える。それ に伴い、PCB 廃液の処理のために保有している預り金 20 百万円については、一般会計 に戻すことが望まれる。

2. 工業用水道事業から土地造成事業会計への貸付金について

(1) 土地造成事業会計に対する貸付金の現状

貸付金の内容

工業用水道事業会計は平成 21 年度、土地造成事業会計に対して 15 億円の貸付を実施した(表 4-1-1 参照)。土地造成事業は、表 4-1-2 のとおり、この借入金によって調達した資金を企業債の返済に充てている。

表 4-1-1

長期貸付金の内容について(金銭消費貸借契約証書より要約)

貸付先	和歌山県土地造成事業会計
金額	1,500,000,000円
用途	企業債の繰上償還
貸付期間	平成21年9月30日~平成31年9月30日(10年間)
利率	基準日(4月1日及び10月1日)における公営企業課が預け入れた定期預 金の加重平均利率
元金償還方法	元金については平成31年9月30日に全額償還する。
利息の支払方法	利息は平成22年3月31日を第一回目とし、以降6ヶ月毎の末日に後払い。

貸付金の利率は平成22年4月1日現在で0.46%であった。

契約貸付期間は 10 年であるが、土地造成事業会計の資金繰りの状況から期限を延長して 20 年間の貸付を予定している。

表 4-1-2

平成21年9月30日に借り入れた他会議	+供λ全で償還した企業債	(単位:千円)

事業名	発行年月日	償還年月日	発行総額	償還高	未償還 残高	利率	金利種類
雑賀崎	平成18年3月31日	平成23年3月31日	738,000	738,000	0	1.1 %	変動
西浜	平成18年3月31日	平成23年3月31日	1,211,000	761,000	450,000	1.1 %	変動
御坊(熊野)	平成17年3月31日	平成22年3月31日	1,000	1,000	0	1.8 %	固定
			1,950,000	1,500,000	450,000		

利率は平成21年9月30日時点のものである。

補償金(繰上償還に伴う違約金)は発生していない。

直近の利率(企業債は表 4-1-2 の利率、貸付金は 0.46%を採用)で繰上償還の効果 (企業債の将来支払利息 - 工業用水道事業会計への支払利息)を試算すると、年間 9,607 千円(貸付予定期間 20 年とすると総額、約 1 億 9 千万円)の支払利息が土地造 成事業会計において節約されることになる。

貸付金の回収スキームについて

土地造成事業会計は今後 20 年間で事業資金不足金 31 億円、借入金償還金 15 億円の合計 46 億円の資金不足を予想しており、これを補填するため、平成 21 年度より一般会計から年間 157 百万円 (20 年間の予定)の繰入れを受けている。また、20 年後、現在所有する土地を売り切った後も、工業用水道事業会計への返済資金はないため、最終的には一般会計が負担することになると想定される。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査結果に添えて提出する意見

機会費用発生への対応について

当該貸付金の貸出し利率は、6ヶ月定期預金の利率に基づいて決定されるため、20年間にわたって資金が継続して貸し付けられるという条件下において、他の資金運用方法に比べて、利回りは低くなっていると考えられる。すなわち、当該貸付の実施により、工業用水道事業会計においては機会費用が発生しており、貸付金の返済が予定される平成41年度までその機会費用は発生することになる。

公営企業会計は独立採算が原則であるため、当該貸付金により土地造成事業会計の利益のために、利用者が限定されている工業用水道事業会計に機会費用として負担させることは制度上予定されていない。

当該貸付金のスキームは土地造成事業への県の支援策の一環であり、今後とも社会 情勢を踏まえ適切に対応していくことが必要であるが、公営企業会計の独立採算の原 則の観点からは、工業用水道の利用者からの理解も得ていくことが望まれる。

3.経費等の支払方法の改善について

(1)支払方法に係る現状

現在、経費等の支払業務は、小切手を振出し、これに支払依頼書もしくは口座振替依頼書を付して、紀陽銀行県庁支店に持ち込むことにより行っている。小切手による支払は、地方公営企業法施行令第 21 条の 12 第 1 項においても支払方法の 1 つとして挙げられており、また、和歌山県公営企業財務規程第 24 条 (最終改定日平成 22 年 1 月 1 日)において「債権者に直接支払をしようとするときは、出納取扱金融機関を支払人とする小切手を振り出してこれをするものとする」旨が規定されている。

小切手を利用した支払には、 納付書付支払、及び、 出納取扱金融機関等に預金 口座を設けている債権者からの申出に基づく口座振替払がある。納付書付支払および 口座振替払の業務フローを示すと次のようになる。

図 納付書付支払の業務フロー

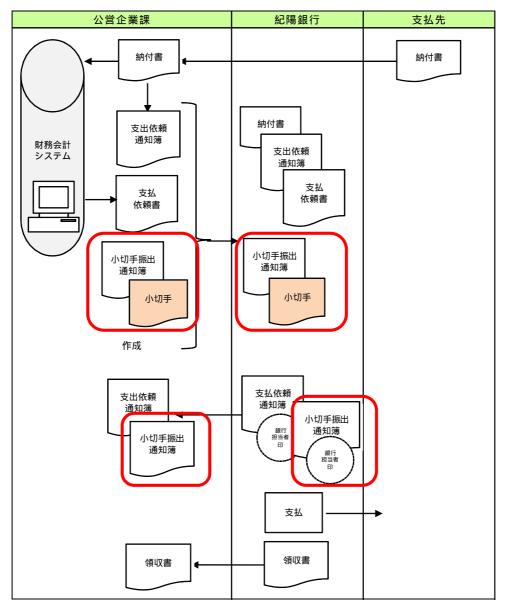
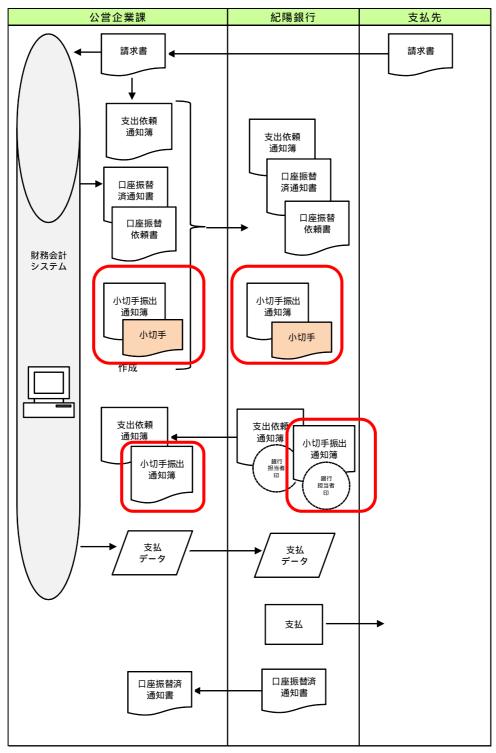


図 口座振替払の業務フロー



(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査結果に添えて提出する意見

ファームバンキングシステムによる支払方法について

小切手による経費等の支払方法は、小切手の現物管理、発行手続き、関連帳票の作成等の手間がかかるため、民間企業ではファームバンキングシステム(コンピュータと通信回線を使って、企業等から直接、銀行などの金融機関のサービスを利用すること。以下FB)を利用した支払方法が普及している。

現在、公営企業課では、支払業務の過程において、小切手を銀行に手渡すとともに、支払データの送信を行っているため、現在の支払データを利用して、FBによる支払に移行することも可能であると考えられる。また FBによる支払方法に変更することにより、上記小切手作成に関連する一連の業務の削減により支払業務の効率化に資する可能性がある。

ただし、FB による支払方法に変更する場合は、新たな統制手続きと手数料等一定のコストが発生するため、当該コストと、FB による支払方法に変更した場合の業務効率化の程度を勘案したうえで、FB による支払方法への変更を検討することが望まれる。

4.共通費の配賦について

(1)共通費配賦の現状

工業用水道事業及び土地造成事業の両事業で共通して発生している費用として主要なものは以下の4項目である(金額は、平成21年度決算書の金額)。

- ・課長・副課長・班長2名の計4名の人件費32,736千円
- ・消耗品費 3,325 千円
- ・賃借料 1,284 千円
- ・委託料 3,527 千円

現在、これらの共通費の合計 40,872 千円は、全て工業用水道事業会計の費用負担とされている。

(2)監査の結果

共通費の配賦について

両事業の共通費が、全て工業用水道事業会計のみの負担とされ、正しく配賦されない場合、損益計算書において計算される利益は、経営成績を正しく示さない。地方公営企業は、独立採算制を前提とするため、各会計単位で収支を明確化する必要があり、特に経費については、他会計との負担区分を明確にした上、当該事業の収入をもって充てなければならない(地方財政法第6条、地方公営企業法第17条の2第2項)。したがって、共通費は、適切な配賦基準を用いて配賦計算を行い、負担区分を明確にす

べきである。

配賦基準については、サービス消費量を示す合理的な基準が望ましいが、必ずしも 適切な配賦基準が得られるとは限らない。また、配賦基準とデータの入手の簡便性も 考慮する必要がある。したがって、合理性・簡便性等の諸要因を考慮した上、適切な 配賦基準を選択し、継続して適用すべきである。

なお、仮に下記の按分基準で配賦した場合、平成 21 年度の土地造成事業の費用は、 19,378 千円過小に、工業用水事業の費用は同額過大に計上されていることになる。

費目	金額(千円)	配賦基準	工業用水道事業	土地造成事業
課長等の人件費	32,736	均等按分	1	1
林女寺の人計員	32,730	配賦額(千円)	16,368	16,368
治野 中毒	3,325	職員数(人)	9	2
消耗品費	3,323	配賦額(千円)	2,720	604
賃借料	1 201	均等按分	1	1
貝旧竹	1,284	配賦額(千円)	642	642
委託料	3,527	均等按分	1	1
		配賦額(千円)	1,764	1,764
合計	40,872		21,494	19,378

平成21年度 共通費の配賦計算例

- 1) 課長・副課長・班長2名の計4名の人件費の配賦基準は、理論的には、各人の各事業に係る従事割合とすべきあるが、これを合理的に把握することは困難であるため、代替的に両事業で「均等按分」している。
- 2) 消耗品の配賦基準についても、理論的には、消耗品の消費量を配賦基準とすべきであるが、これを合理的に把握することは困難であるため、代替的に「職員数」を配賦基準としている。
- 3) 賃借料及び委託料についても、合理的な配賦基準を得ることが困難であり、また、金額的重要性及び簡便性を考慮して、両事業で均等按分している。

共通費の各費目の金額は、県より入手した数値による。

(3)監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

- 5 . 事務吏員に係る退職手当の負担関係の文書化について
- (1)事務吏員の退職手当の負担関係に係る現状

土地造成事業及び工業用水道事業のいずれにおいても、事務吏員の退職手当については、一般会計が全額負担しているが、地方公営企業に在籍した期間を含め、事務吏

員の退職手当の全額を、一般会計が負担することについて直接的に定めた規程はない。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査結果に添えて提出する意見

独立採算制を前提とする地方公営企業においては、本来的には、退職手当は、各会計で負担すべきものである。したがって、一般会計による全額負担が適切なものであるかどうかについて、県で慎重に検討する必要がある。

検討の結果、一般会計による全額負担が適切であると判断したのであれば、「職員の 退職手当に関する規則」等において、その旨を文書化することが望まれる。

事務吏員の退職手当を、一般会計と地方公営企業会計の双方で負担するとした場合は、負担区分を明確にし、地方公営企業側において、事務吏員に係る退職給与引当金の計上を行う必要がある。

6.事務吏員に係る退職給与引当金未計上の注記について

(1)退職給与引当金の会計別・職種別計上の現状

事務吏員については、土地造成事業、工業用水道事業ともに、一般会計が退職手当 を全額負担することを理由に、退職給与引当金の計上を行っていない。

技術吏員については、一般会計による退職手当の負担はなく、通常通り、退職給与引当金が計上されている。ただし、技術吏員は、工業用水道事業にのみ在籍しているため、工業用水道事業でのみ退職給与引当金が計上されており、技術吏員が在籍していない土地造成事業では、退職給与引当金は計上されていない。

	工業用水道事業	土地造成事業	
	在籍	在籍	
	事務吏員については、一般会計が退職手当を全額負担するため、退職 給与引当金を計上しない		
技術吏員	在籍	在籍していない	
1以171) 丈貝	退職給与引当金を計上	退職給与引当金を計上しない	
貸借対照表	退職給与引当金が計上される	退職給与引当金は計上されない	

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査結果に添えて提出する意見

土地造成事業においては、技術吏員が在籍しておらず、事務吏員のみが在籍するため、退職給与引当金が全く計上されない状態となるが、決算書からは、事務吏員の退職手当を一般会計が全額負担する等の事情は知りえず、退職給与引当金が任意計上であるため計上されていないとの誤解が生じるおそれがある。

通常、事務吏員であっても、労働用役の提供に伴い退職手当に係る費用が発生しているため、原則として、退職給与引当金を計上すべきである。したがって、事務吏員につき、退職手当を一般会計が全額負担することを理由に、退職給与引当金を計上しないのであれば、その旨を注記することが適当である。

7. 超過勤務手当の支払について

(1)超過勤務手当の計算、支払の現状

超過勤務手当については申請書に基づき、人事給与システムへ入力し、超過勤務手当が計算され支払われるが、平成21年度においては、申請書の入力、チェック作業を1名の担当者が実施しており、上席者によるチェック・承認を受けていない状況であった。

なお、平成 22 年度からは、上席者によるチェック・承認を受けていることを確認している。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査結果に添えて提出する意見

公営企業課においては、少数の人員で業務を行っているが、少ない人員であったとしても、内部統制としてのチェック機能は維持し、ミスのないよう業務を遂行していく必要がある。

また、上記以外の業務についても、業務のチェック体制を再度検証するとともに、 少数の人員であっても効率的に業務が行えるよう、常に業務プロセスや業務手続きの 継続的な見直しを行っていくことが望まれる。

【2】土地造成事業に関する監査の結果及び意見

1.未造成土地について

(1)事業の概要

平成 21 年末の貸借対照表に、造成工事に着手していない未造成土地が 2,592 百万円計上されている。当該土地は、平成 3 年 3 月に県と御坊市が、地域の健全な発展を図り、ひいては県経済の活性化に資することを目的として企業誘致のための受け皿作りとしての工業用地造成を行うべく交わされた「御坊工業用地造成事業に関する開発基本協定書」に基づき取得されたものである。当該造成事業の計画概要は、調印当時以下の内容となっていた。

項目	摘要
総事業費	約 26 億円
場所	御坊市熊野地内
計画面積	約 20ha(約 60,500 坪)
事業期間	平成2年度~平成4年度
調印日時	平成3年3月18日

事業着手後、平成 21 年度末時点までに当該造成事業に対して実際に支出された資金 総額及びその会計処理は以下のとおりである。

(単位:千円)

			(+ 14 , 113)			
		支出総額の会計処理				
支出項目	支出総額	貸借対照表「土地」	損益項目として処			
		勘定	理(損益計算書に			
		(平成 21 年度末)	計上)			
土地買収金	1,103,851	1,103,851	ı			
測量調査費	83,484	83,484	ı			
人件費	234,272	234,272	1			
物件費	373,089	373,089	ı			
支払利息	660,604	515,385	145,218			
先行補償費	8,780	8,780				
近隣河川(調整池含む)工事	273,203	273,203	-			
その他	46	46	-			
合計	2,737,239	2,592,021	145,218			

(注)支払利息は、平成 13 年度包括外部監査の指摘を受けて、平成 14 年度から各年度の発生額を貸借対照表の「土地」勘定に含めず、各年度の損益項目として処理している。

また、当該事業を行うに際し、平成3年度から平成21年度末に至るまでの企業債を以下のとおり起債し、償還している。

(単位:千円)

発	行総額	償還総額()	平成 22 年 3 月末残高
	3,106,000	2,596,000	510,000

(注)償還資金は、企業債の借換や土地造成事業会計内の資金繰りで調達している。

(2) 当該未造成土地の位置と現況

未造成土地の位置

下記右図の色付きの土地が平面図における当未造成土地を示し、当該土地の概ね中心に調整池が位置している。



未造成土地の現況 (写真)

河川改修工事(平成 13 年度)の終了後、山林としての維持管理を行っているが、造成工事の本体工事は着手されていない状態にある。



上記 の右図の の角度から下記の写真を撮影している。なお、 印の後方に高速道路の の 和自動車道が南北(縦)に走っている。

(3)事業の経緯と現状

当該事業は、平成 2 年度末に「御坊工業用地造成事業に関する開発基本協定書」を 交わしたが、地元から当該土地の近隣河川(南熊野川)改修の要請を受け、当工事が当 該土地造成事業の条件となった。そして、当河川工事(調整池工事)を平成 5 年 2 月に 着工し、平成 13 年 3 月(南熊野川改修工事)に完了させている。しかし、その時点で景 気が悪化しており、企業の設備投資の抑制等により土地需要が減少していたため、土 地の造成を行わなかった。

その後、造成工事そのものをオーダーメイド方式に切り替えたが、実需がなく現在 に至っている。

以上の状況にあるなか、県が制作している企業誘致のホームページや「和歌山県 企業用地位置図」に当該未造成土地の紹介がなされていない。

また、平成22年3月に公表している「第2次中長期経営計画(平成22年度~平成26年度)」においても当該土地は第1章の「現状と課題」の .土地造成事業の「現状」において「未造成地」として開示されているに止まっており、当事業計画で開示されている土地造成事業の中期財政収支計画においても、その売却又は利用等の予定を示す項目の掲載がなされていない。

もちろん当未造成土地に対して、全庁的な未利用土地検討組織の設置をとおして検討されてはいたが、売却・利用の見込みがない状態が現在にいたるまで依然継続している。

なお、当該事業に関して現在に至るまでの経緯、すなわち当該土地が県の土地造成 事業の対象となったこと、土地買収交渉、近隣河川対策に至った事実、オーダーメイ ド方式に切り替えたこと等に関する事実関係を記録した庁内文書がごく一部しか保管 されていないため、その事実の確認・把握が現時点では困難な状況にある。

(4)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(5)監査の結果に添えて提出する意見

未造成土地の評価について

下記「3.販売用地の時価下落状況に関する会計処理及び開示について」に記載されているとおり、当該土地の直近の時価が簿価に比して著しく下落し、回復の見込みのあるとは言えない状況にある。よって、当該土地にかかる簿価の強制評価減が必要であると考える。

詳細は、「3.販売用地の時価下落状況に関する会計処理及び開示について」を参照。

未造成土地に関する経費負担について

当該未造成土地の経費については御坊市土地開発公社との間で締結した「御坊工業

用地造成事業に関する開発基本協定書」に関連する「覚書」(平成3年3月)において「この事業に要する経費のうち乙は250,000千円を負担するものとする。ただし、この事業の精算時において上記負担額について別途協議するものとする。」とされているが、事業が完了していないことを理由に、未入金の状態となっているとともに、御坊市土地開発公社との間において当該負担についての協議は行われていない。

当初の計画では当該造成事業は平成4年度に完了するものであったが、「協定書」の締結から既に19年が経過しており、また、当該未造成土地は未だ売却の目途が立っておらず、「協定書」において当初想定していた計画から大きく乖離している状況にある。「協定書」では、「相互に協力して事業を推進する」(第1条2項)こと、及び「協定書に定めのない事項…が生じた場合は」双方で協議して定める(第11条)こととされている。

このように当初計画された状況から大きな変化が生じていることを踏まえ、御坊市または御坊市土地開発公社との間で当該経費負担についての「覚書」の見直し等についての協議を始めることが望まれる。

事業計画及び予算の見直しについて

当該造成事業は、平成 2 年度に事業計画が公表されたにもかかわらず、実際に対象の土地に対する直接の本体造成工事への着手が可能となったのは平成 14 年度となった。また、同時に当該造成事業の当初予算が約 26 億円で立案されている一方で、事実上未造成の状態にある平成 21 年度末において、かかる事業への総支出額が 27 億円を超えているが、事業計画、事業予算等の修正、更新はなされていない。

仮に当該土地を当初の計画どおり造成した後売却するとなると、新たな造成費用が発生し更に多額の支出が予想される。当該造成事業に当初どの程度の造成費用予算を組んでいたかは関連文書が保管されていないため不明であるが、当該工業団地に隣接する御坊工業団地の平成 21 年末までに発生した造成費用から、当該土地の造成費用見込額を試算すると以下のとおり 15 億円程度となる。

造成単価: (1,924,560 千円+24,221 千円) ÷ 271,475.06 ㎡=7.178 千円/㎡ 造成費用見込額: 214,554 ㎡(当該未造成土地面積) × 7.178 千円/㎡ = 1,540,068 千円

上記の試算値は、当該未造成土地面積の全てが造成事業の対象とする広さ(面積)ではないことを考慮するとそのまま利用できる造成費用見積額ではないが、相当額の造成費用の発生が見込まれることは確かである。

現状の当該未造成土地の平米あたり簿価単価は12千円程度であるが、近隣の御坊工業団地の平米あたり時価単価が7千円程度であり、既にこれを上回っていることから、追加造成費用の発生額だけ事業損失が増加することになると予想され、結果的に事業計画を大幅に上回る事業費が発生する状態となっている。

計画外の近隣河川工事が発生した場合等、事業計画及び当初予算そのものの見直しを速やかに行い、事業を継続するかどうかの検討を綿密に行う必要があったものと考える。

今後、県において長期的な多額の投資を行うにあたっては、当該土地造成事業会計に限らず、予算と実際支出発生額を比較し、その差異分析を行い、常に事業の遂行を監督するとともに、状況によっては計画の修正、更新を行い、事業継続の判断を適時に実施することができる仕組みを構築することが望まれる。

未造成土地の積極的販売について

既述のとおり、当該未造成土地への支出総額は造成が行われていないにもかかわらす当初の事業計画総額の 26 億円を超え、既に 27 億円もの資金が投入されている。しかし、当該未造成土地は積極的な販売活動も実施していない状況が長く続いており、当該事業に投下された資金が有効に活用されているとは言い難い。このままの状態ではメンテナンス費用等が発生するのみであり、好ましい状況ではない。

県は当該未造成土地の販売が可能との判断の元、オーダーメイド方式の販売を継続する方針であるとのことであれば、企業誘致のホームページや「和歌山県 企業用地位置図」などに当該未造成土地の情報を開示するとともに、積極的な販売活動を継続して実施していく必要がある。

それでもなお、今後も販売の見込みが立たない状況が継続するようであれば、当該 未造成土地の取扱い方針について、内外から広く意見を集約し、県民の理解を得たう えで、事業の廃止や用途変更も含めた対応を検討していくことも必要であると考える。

関連文書の整理・保管ルールの運用について

当該未造成土地の造成事業の公表時から現在までの期間が長かったこともあるのか、 当該未造成土地に関する文書・資料等が現時点ではほとんど残されていない。そのため、当該事業にかかる一連の県の執行内容に関して、その経緯・事実を現時点で詳細 に把握することができず、同時に現在の状況に至った原因も確認できない状態となっている。

当該事業にかかる関連文書は、「和歌山県公文書管理規程」、「和歌山県公文書管理規程の運用等について」及び「企業局文書分類表」に基づき、整理、保管及び廃棄されている。しかし、対象となる事業全体の執行が完了しない状況で、事業の各過程に作成された関連文書を規程にある保存期間を経過した完結文書として順次廃棄するという形式的な取り扱いをすべきではない。

「和歌山県公文書管理規程」にも、以下のような規定が明記されている。

条文	内容
第 67 条 (完結	主務課長は、保存期間が満了した完結文書について、職
文書の保存期	務の遂行上必要があると認めるときは、 一定の期間を定
間の延長)	めて当該保存期間を延長することができる。この場合に
第2項	おいて、当該延長に係る保存期間が経過した後にこれを
	更に延長しようとするときも、同様とする。

当土地造成事業のようなケースでは、上記規程の「職務の遂行上必要があると認めるとき」に該当するものと考えられる。

文書管理の整理・保管ルールの運用は、関連する事業の遂行を念頭においた責任ある運用を行うことが望まれる。

2.港湾部局から移管された土地に係る台帳管理について

(1)港湾部局から移管された土地に係る台帳管理の状況

平成 21 年 4 月、西浜地区において、港湾部局から土地造成事業に対して土地の移管が行われている(時価 2,924 百万円で計上)。その後、平成 22 年 3 月に移管前から保有している土地を売却している。当該売却に係る売却原価は、移管前から保有している土地の単価 39,841 円(下表参照)に基づき計算されているが、土地台帳上では、移管前から保有している土地と移管土地は、区別されることなく一括して記録されている。

年月日	摘要	面積 (㎡) (A)	取得費or 売却原価 (百万円) (B)	単価 (円) (B)/(A)
	移管前保有土地	109,064	4,345	39,841
H21.4.1	移管土地	96,090	2,924	30,432
	現在高	205,154	7,270	35,434
H22.3.25	移管前保有土地の売却	56,242	2241	39,841
H22.3.31	現在高	148,912	5,029	33,770

土地台帳上、移管前保 有土地と移管土地を区 分せず一括記録

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査結果に添えて提出する意見

同一の工業団地内にあるとはいえ、取得に要した費用を積み上げて計算している移 管前から保有している土地と、港湾部局から移管を受けて時価で計上した移管土地は、 単価の性質が異なるものであり、両者を区分して売却原価を算定するという、県の判 断は妥当なものと考える。

しかし、両者を同一の土地台帳で管理を行うことは、土地売却原価の計算誤りの可能性が高まると考えられる。各土地台帳で適用される売却原価の単価が明確になるように、移管土地については、土地台帳上、区分して管理を行うことが望まれる。

- 3.販売用地の時価下落状況に関する会計処理及び開示について
- (1)販売用地の時価下落状況に関する会計処理及び開示の現状

平成 21 年度末時点において、多くの地区において土地の時価が下落し、簿価(取得費、造成費及び起債金利等で構成される)を下回っている状況にある。

地区	状態	面積 (㎡)	第(百万円)	西 (円/㎡)	時価 (百万円)	1 (円/m²)	土地評価差額 (百万円)	下落率 (%)
西浜工業団地	完成	52,823	(A) 2,105	39,850	(B) 2,105	39,850	(C)=(A)-(B) 0	(C)/(A) 0.0
西浜工業団地 2 野積場(港湾部局移管)	完成	96,090	2,924	30,430	2,924	30,430	0	0.0
雑賀崎工業団地	完成	58,750	3,375	57,447	1,820	30,979	1,555	46.1
日高港工業団地	完成	88,857	2,584	29,080	1,367	15,384	1,217	47.1
御坊工業団地	完成	130,022	3,664	28,180	1,315	10,114	2,349	64.1
御坊工業団地(熊野)	未成	214,554	2,592	12,081	-	•	2,592	100.0
合計		641,096	17,244	26,898	9,531	14,867	7,713	44.7

- 1 表中の時価は、県が健全化判断比率を算定する際に用いた「土地収入見込額」を使用している。
- 2 西浜工業団地の野積場は、平成21年4月に港湾部局からの移管を受けた土地である。

販売目的の土地に関する時価下落の情報は、土地造成事業の財政状態を把握する上で、非常に重要な情報である。しかし、現在、土地の帳簿価額は、取得費、造成費及び起債金利等に基づく取得原価で計上されているため、保有土地に係る時価が 7,713 百万円下落しているという情報が、決算書では把握できない状況となっている。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査結果に添えて提出する意見

強制評価減の適用について

御坊工業団地及び御坊工業団地(熊野)地区の保有土地については、取得費の 50% を超えて時価が著しく下落している(上図の下落率欄を参照)。企業会計原則では、「時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復する見込みがある場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない」とする強制評価減の規定が定められているが、地方公営企業法等においては、強制評価減について定めた規定はない。しかし、地方公営企業法施行令第9条6項において、「将来の不利な影響に備えた健全な会計処理をしなければならない」とする保守主義の原則が定められていることから、土地造成事業において、土地の時価が著しく下落している場合には、強制評価減を適用すべきである。

なお、県の算出した時価を用いて強制評価減を 21 年度末に適用した場合、御坊工業 団地及び御坊工業団地(熊野)に係る保有土地の帳簿価額を 4.941 百万円(御坊工業 団地 2,349 百万円、御坊工業団地(熊野)2,592 百万円)切り下げ、同額の評価損を 特別損失として計上することとなる。

低価法の適用について

販売目的の土地の時価下落に係る規定として、地方公営企業法施行規則第 4 条 3 項 (棚卸資産の評価基準)において「販売を目的として所有する土地については、事業 年度の末日における時価が帳簿価額より低い場合には、時価をもって帳簿価額とする ことができる」とするいわゆる低価法の規定がある。

低価法は、強制評価減と同様「将来の不利な影響に備えた健全な会計処理をしなければならない」とする保守主義の原則に基づく会計処理であるが、その適用は、強制評価減と異なり任意適用とされている。ただし、強制評価減の対象となる「著しい時価の下落」に該当しなくても、県民に対し土地の時価下落の影響を積極的に開示する観点から、低価法を適用することが望まれる。

時価が著しく下落している保有土地については、 で指摘した強制評価減が適用されるため、低価法の適用対象は、時価が下落しているものの、著しい下落とまでは言えない保有土地(雑賀崎・日高港の各工業団地)となる。平成 21 年度末に県の算出した時価を用いて低価法を適用した場合、雑賀崎・日高港の各工業団地に係る保有土地の帳簿価額を 2,772 百万円(雑賀崎 1,555 百万円、日高港 1,217 百万円)切り下げ、同額の低価法評価損を計上することとなる。

4. 土地台帳の正確性及び会計帳簿との整合性について

(1)土地台帳の現状

土地造成事業において作成している土地台帳の様式を示すと、次のとおりである。 なお、土地造成事業においては、土地台帳を公有財産管理台帳としても利用している。

土地台帳

Γ.	名称	_	維賀崎地区都市再開発用	雑賀崎地区都市再開発用地					科	(款)			(項)	(目)			(節)	(細節)	
	占利	Tr Control of the Con				Ħ	完成土地			雑賀	買崎地区										
FF	f在 ^j	地	和歌山市雑賀崎泊り新開							取得原因	公有	水面	埋立		所 属			公営企	業課	Į.	
				整理			借		方				貸		方			現 在		高	
年	月	日	摘要	番号		_	積		価	額		_	!積		価額		-	也積		価額	額
					登記面積	m²	実測面積	m²		m/s	登記面積	m²	実測面積	m²		登記面積	m²	実測面積	m²		
6	5	13	第一工区竣功	1	238,733		238,733		9,996,	092,783						238,733		238,733		9,996,0	092,783
7	6	22	売却	2							3,840	44	3,840	44	158,586,366	234,892	56	234,892	56	9,837,5	506,417
8	1	16	売却	3							2,300	83	2,300	83	95,010,017	232,591	73	232,591	73	9,742,4	496,400
8	1	16	売却	4							8,600	75	8,600	75	355,157,661	223,990	98	223,990	98	9,387,3	338,739
8	1	16	売却	5							8,255	50	8,255	50	340,900,976	215,735	48	215,735	48	9,046,4	437,763
8	1	17	売却	6							3,168	20	3,168	20	130,827,021	212,567	28	212,567	28	8,915,6	610,742
8	1	17	売却	7							3,300	06	3,300	06	136,272,022	209,267	22	209,267	22	8,779,3	338,720
8	1	17	売却	8							1,000	91	1,000	91	41,331,379	208,266	31	208,266	31	8,738,0	007,341
8	1	18	売却	9							1,035	10	1,035	10	42,743,214	207,231	21	207,231	21	8,695,2	264,127
8	3	25	売却	10							11,550	95	11,550	95	476,982,634	195,680	26	195,680	26	8,218,2	281,493
8	3	31	H7年度工事費等経費	11					2,293,	437,698						195,680	26	195,680	26	10,511,7	719,191
8	4	30	第二工区竣功	12	102,275		102,275		894,	661,319	94,730		94,730			203,225	26	203,225	26	11,406,3	380,510
8	5	8	売却	13							1,000	39	1,000	39	73,919,230	202,224	87	202,224	87	11,332,4	461,280
8	12	6	売却	14							9,900	38	9,900	38	731,543,164	192,324	49	192,324	49	10,600,9	918,116

土地台帳を確認したところ、以下の誤りが発見された。特に、土地の減少を示す土地台帳の貸方欄について、本来、売却土地の売却原価が記載されるべきところ、誤って売却価額が記載されているケースが散見された。

名称	誤りの内容
西浜工業団地	・土地台帳の貸方(売却)につき、売却原価ではなく売却価額を記載(売却56件中49件)
雑賀崎工業団地	・土地台帳の借方につき、竣工時の取得費及び工事費等経費の金額の誤り(2件) ・土地台帳の貸方(売却)につき、売却原価ではなく売却価額を記載(売却28件中25件)
日高港工業団地	・土地台帳の借方につき、埋立竣工時の取得費の金額の誤り(1件)
	・土地台帳の貸方(売却)につき、売却原価ではなく売却価額を記載(売却2件中2件)
御坊工業団地	・土地台帳の借方につき、設計費・工事費の記載漏れ(2件) ・土地台帳の貸方(売却)につき、売却原価ではなく、売却価額を記載(売却2件中2件) ・土地台帳の貸方(無償譲渡)につき、記載誤り(無償譲渡2件中1件)
御坊工業団地 (熊野)	なし

土地台帳において、土地の取得費及び土地売却時の売却原価を、継続的に記録することで、随時、販売用地の現在高が算出される。また、土地台帳で計算される売却原価は、土地売却に係る会計処理の基礎データとなる。その結果、会計帳簿(総勘定元帳)の土地造成勘定の期末残高と土地台帳の現在高の整合性が保たれることとなる。

しかし、土地造成事業では、土地台帳ではなく別資料を用いて売却原価の計算を行い、その計算結果に基づいて土地売却に係る会計処理を行ってきた。その一方、土地台帳上では、売却原価の計算は行われず、本来、土地台帳上で計算した売却原価を記載すべき貸方欄に、形式的に売却価額が記載され続けた。このような土地台帳の誤りは、会計帳簿と土地台帳の照合を行っていたならば、発見できたと考えられる。しかし、このような照合は行われず、結果として、長期に渡り土地台帳の誤りが発見されず、会計帳簿と土地台帳の整合性を欠いた状態となっていた。

なお、このような状態が改善されなかった背景として、土地台帳に基づいて公有財産の管理を行い、売却等に係る会計処理の基礎データを算定するといった土地台帳の作成目的が十分に理解されていなかったことが挙げられる。

(2)監査の結果

土地台帳の正確性及び会計帳簿との整合性について

土地造成事業が保有する販売用地は公有財産であり、公有財産については和歌山県公営企業公有財産管理規程第39条(以下、公有財産管理規程第39条)では、「公有財産管理台帳を調整し…(中略)変動の都度整理しておかなければならない」旨が規定されている。しかし、土地台帳には、(1)の現状で示したとおり多くの誤りが含まれており、また、会計帳簿とも整合していないものであった。

今後、土地台帳上に単位面積当りの単価欄を設けるなどして、現在高の単価及び売却に際して適用される単価を明確に示し、売却原価は別資料ではなく土地台帳上で計算することで、土地台帳を会計処理の基礎データとすることが可能となる。その上で決算時に、会計帳簿と土地台帳の照合を行い、会計帳簿と土地台帳の整合性を確保すべきである。

なお、土地台帳は、公有財産管理台帳として利用されていることから、公有財産管理規程第39条で定める様式を満たす必要があるが、管理状況が明記されていない等の不備があった。したがって、公有財産管理台帳として求められる様式を満たすよう、土地台帳の様式を見直すべきである。

(3)監査結果に添えて提出する意見特に記載すべき事項はない。

5. 土地売却原価の計算における進入路の取扱いについて

(1)無償で御坊市に譲渡した進入路に係る土地の土地台帳上における取扱いの現状 御坊工業団地の区画内に進入路を造成するに際して、進入路の造成に充てる土地を、 平成22年3月に御坊市に無償で譲渡している。当該無償譲渡に際して、会計処理は行 われていない。また、土地台帳上では、移管土地の面積 10,138 ㎡のみを控除し、現在 高の価額欄からの控除は行われていない(下記の土地台帳参照)。なお、当該進入路は、 共用が想定されている。



御坊工業団地の概要図(平成21年度末)

土地台帳(御坊工業団地)

			方		貸方		現在高		
年月日	摘要	面積	価額	面積	価額	単価	面積	価額	単価
		(m²)	(百万円)	(m²)	(百万円)	(円/㎡)	(m²)	(百万円)	(円/㎡)
:	:						271,475	6,587	24,265
H7/6/22	土地売却			78,717	1,910	24,265	192,758	4,677	24,265
H20/3/31	設計費		2				192,758	4,679	24,273
H20/3/31	売却(D区画)			52,597	1,277	24,273	140,161	3,402	24,273
H21/3/31	工事費		24				140,161	3,426	24,446
H21/10/1	御坊市へ譲与			10,138			130,023	3,426	26,352

(2) 御坊市に無償譲渡した進入路に係る土地の取扱いの考え方

御坊市に無償譲渡した進入路に係る土地の取扱いについては、当該進入路が専用か 共用かにより取扱いが異なる。

進入路が専用である場合

当該進入路を専用に利用する者に対して、土地を売却した時点で、売却原価を算定するとともに、譲渡する進入路に係る原価を算定し、それぞれの面積及び原価を土地台帳から控除すべきである。この方法によると、土地台帳上、単価の上昇が生じないが、これは、進入路が専用であるため、当該進入路を利用しない者に対して進入路に係る原価を負担させるべきではないとする考え方と整合する。

進入路が共用である場合

共用の進入路の造成が計画されている場合、計画時点で、当該進入路の面積を、土地台帳の現在高から控除すべきである。この方法によると、土地台帳の現在高から面積のみを控除するため、控除後、土地の単価が上昇することになるが、これは、進入路が共用であるため、売却先が等しく進入路に係る原価を負担すべきとする考え方と整合する。なお、理論的には、進入路に係る原価を負担させるのは、進入路を共用する売却先に限定されるべきであることから、進入路を共用する区画を、土地台帳上で独立区分し、独立区分した区画の現在高から進入路の面積を控除することが適当である。

(3)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(4)監査結果に添えて提出する意見

無償で譲渡した土地の取扱いについて

無償で御坊市に譲渡した進入路は、共用が想定されることから、上記(2) 進入路が共用である場合の考え方に基づき、土地台帳の記入を行うこととなる。具体的には共用の進入路の造成が計画された平成 19 年 10 月時点において、土地台帳の現在高から面積 10,138 ㎡を控除することが適切である(下記の修正後の土地台帳参照)。

修正後の土地台帳(御坊工業団地)

		借	方		貸方		現在高			
年月日	摘要	面積	価額	面積	価額	単価	面積	価額	単価	
		(m²)	(百万円)	(m²)	(百万円)	(円/m²)	(m²)	(百万円)	(円/m²)	
•	:						192,758	5,004	25,960	
H19.10月	共用土地無償譲渡			10,138			182,620	5,004	27,402	
H20.3.31	設計費		2				182,620	5,006	27,410	
H20.3.31	売却(D区画)			52,597	1,366	25,969	130,023	3,640	27,993	
H21.3.31	工事費		24				130,023	3,664	28,179	

6.有価証券整理簿の整備状況について

(1)保有している有価証券に関する現状

土地造成事業においては、出納取扱金融機関である紀陽銀行より担保として預り有価証券(帳簿価額 100 万円)を保有している。これは、地方公営企業法施行令第 22 条の 3 において「出納取扱金融機関等は担保を提供しなければならない」とする規定によるものである。

預り有価証券に関しては、和歌山県公営企業財務規程第 51 条において、「預り有価証券は、有価証券整理簿に保有有価証券と区別して整理するものとする」との規定があり、有価証券整理簿を作成することが求められているが、土地造成事業では有価証券整理簿が作成されていない状況となっている。

(2)監査の結果

有価証券整理簿の作成について

上記のとおり、土地造成事業では、預り有価証券を保有しているにも関わらず、有価証券整理簿が作成されていない。和歌山県公営企業財務規程第51条に基づき、有価証券整理簿を作成し、有価証券の保有状況を適切に管理しておく必要がある。

(3)監査結果に添えて提出する意見 特に記載すべき事項はない。

【3】工業用水道事業に関する監査の結果及び意見

1. 水道料金の改定について

(1)水道料金の現状

工業用水道事業会計の財政状態と経営成績

和歌山県の工業用水道事業の料金は、経費削減努力をしているとともに、伏流水を利用していることもあり、全国の料金水準と比較するとかなり安価であるが、貸借対照表上 20 億円の資金を有し、この他土地造成事業会計に対して 15 億円の貸付金を有する。また損益計算書や減価償却費の状況から、毎年 3.9 億円ものプラスのキャッシュ・フローが生じている。

これら決算書の状況から原価に対して水道料金の水準が高いことが推定されるため、 各事業所の損益状況を分析し、水道料金の算定方法を検証した。

事業所ごとの経営成績、水道料金、契約率等の現状は表 4-3-1 のとおりである。

水道料金は 1 ㎡当たり 11 円前後とほぼ横並びであるが、利益率は有田川第一事業所が 3.84%に対し、有田川第三事業所は 38.51%と大きな開きがある。契約率も有田川第一事業所は 41.94%にとどまるのに対し、有田川第三事業所は 81.31%と高くなっている。

表 4-3-1

平成21年度決算事業別割振表(要約) (単位:千F									
科目	全体	有田川第一	有田川第三	紀の川第二					
収益的収入	725,863	61,003	362,412	302,448					
営業収益	692,441	50,772	352,481	289,189					
給水収益	665,102	23,433	352,481	289,189					
雑収益	27,339	27,339	0	0					
営業外収益	33,423	10,231	9,932	13,259					
受取利息	14,339	2,724	2,007	9,608					
雑収益	19,083	7,507	7,924	3,652					
収益的支出	496,304	58,658	223,707	213,938					
収支	229,560	2,345	138,705	88,510					
利益率	31.63%	3.84%	38.27%	29.26%					
水道基本料金(円/㎡)		10.7	11.1	11.7					
給水能力(m³/日)	240,300	31,000	107,000	102,300					
契約水量(㎡/日)	167,600	13,000	87,000	67,600					
契約率	69.75%	41.94%	81.31%	66.08%					

水道料金の算定方法

水道料金は通商産業省(現経済産業省)の通達「工業用水道料金算定要領」に基づき算定する必要がある。「工業用水道料金算定要領」では料金算定期間は原則3年とされており、過去の実績及び合理的な需要予測に基づく施設計画、事業計画、資金計画等を前提とし、営業費用及び営業外費用等に基づき原価を算定するよう求めている。

なお、最終の料金改定となった平成 16 年度の紀の川第 2 水道事業の料金改定では表 4-3-2 のような原価計算が行われ、通商産業省の認可を受けている。

表 4-3-2

紀の川第二工業用水道事業の料金原価計算

項目	前年度決	算(見込)	算定期 (平成16~			
	金額(千円)	単価(円)	金額(千円)	単価(円)		
営業費用 A	298,384	9.81	756,950	9.70		
維持管理費	212,783	6.99	450,750	5.77		
人件費	139,554	4.59	256,114	3.28		
動力費	24,089	0.79	72,267	0.93		
薬品費	-	-	-			
修繕費	20,564	0.68	48,626	0.62		
受水費	-	-	-			
負担金	4,418	0.15	11,844	0.15		
その他管理費	24,158	0.79	61,899	0.79		
減価償却費等	85,601	2.81	306,200	3.92		
営業外費用 B	38,048	1.25	101,312	1.30		
支払利息	35,219	1.16	97,584	1.25		
事業報酬	2,829	0.09	3,728	0.05		
累積欠損金	-	-	53,864	0.69		
費用計 A+B+ =C	336,432	11.06	912,126	11.68		
控除項目 D	26,570	(0.87)	4,071	0.05		
総括原価 C-D=E	363,002	11.93	908,055	11.63		
契約水量(千㎡) F	30,	431	78,	075		
料金 E/F	11.	93	11.63			

(注)

金額は消費税抜きの金額である。

料金は小数点以下第2位を切り上げる。

有田川第一工業用水道事業の水道料金

有田川第一工業用水道事業では昭和59年以降、料金改定がなされていない(公文書の保存期間は15年とのことであり、昭和59年に実施した料金改定の算定資料は保存していない)。

工業用水道事業法施行(昭和 31 年)以前である昭和 30 年から、当時の水道所有者である丸善石油が旧下津町(現海南市)に雑用水として上水道用水を供給していたが、平成 8 年に出された通商産業省の通達(工業用水道からの雑用水供給について)により、雑用水として供給可能な範囲は給水能力の 10%以内と規定され、当該通達に従うよう指導を受けている。このため給水能力の 20%超を供給している有田川第一工業用水道事業はこの通達と整合していないとして、経済産業省から料金改定を認められない状態が続いていた。

有田川第一工業用水道事業においては、料金水準が低く事業損益の状況が厳しいため、利用者から別途負担金を徴収しており、決算書上、営業外収益の雑収益に合わせて7百万円が計上されている。

通達との不整合の状態については、既に解消に向けて、水利権を上水道と工業用水道に分割する準備を進めている。

有田川第三工業用水道事業、紀の川第二工業用水道事業の水道料金

有田川第三工業用水道事業は昭和 60 年 11 月、有田川第二工業用水道を廃止・統合した際に料金改定を実施し、それ以降料金改定はなされていない。有田川第一工業用水道事業と同様の理由により、算定資料は保存されていない。

紀の川第二工業用水道事業は、平成 16 年 4 月の料金改定が最終である。県では有田川第三工業用水道事業において水道料金が長期間に渡って改定されなかった理由として、経営的に安定しており、料金改定をする理由がなかったとしている。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査結果に添えて提出する意見

有田川第三工業用水道事業、紀の川第二工業用水道事業の料金改定について 有田川第三工業用水道事業、紀の川第二工業用水道事業は経営的に安定しており、 長期(有田川第三は昭和 60 年より、紀の川第二は平成 16 年度より)にわたり料金改 定を実施していないが、この間には企業債の繰上償還や累積欠損金発生不安の解消な ど料金改定を検討すべき事象が生じている。

工業用水道事業会計では、毎年生じている利益により平成 17 年度から平成 19 年度 にかけて企業債の繰上償還を実施したことにより、表 4-3-3 のように 2 億 5 千万円の キャッシュ・フローのプラスの効果が生じたと試算している。

表 4-3-3

平成17年度から平成19年度の企業債繰上償還による効果 (単位:千円)

年度	繰上償還額 (元金)	補償金 A	将来支払利息 B	効 果 C=B-A
17	476,805	9,632	102,292	92,660
18	539,789	14,117	139,295	125,179
19	283,459	44,193	79,249	35,056
計	1,300,053	67,941	320,837	252,895

(補足説明)

補償金は繰上償還の場合、企業債債権者に契約上支払わなければならない 支出である。

将来支払利息は各年度に企業債を一括償還しなかったと仮定した場合の支 払利息の合計額である。

将来支払利息から補償金を控除した額が効果となっている。

少なくとも紀の川第二工業用水道事業における料金改定時の資料(表 4-3-2)のうち、算定期間総額の支払利息(97,584 千円)、累積欠損金(53,864 千円)は既に発生していない費目であり、これらの費目は水道料金算定のベースとなる原価から控除すべきものである。その一方で、工業用水道事業においては耐震工事等の大規模な設備投資が予定されており、短期的な視点による料金改定を実施できない事情がある。

県は現状の料金水準の妥当性について、将来の資金需要予測等のデータを用いた一定の検証は行っているが、「工業用水道料金算定要領」に基づいた料金の再計算は実施していない。

「工業用水道料金算定要領」によると、料金算定期間は原則 3 年とされているが、「原価要素の変動の状況等からみて、これによることが適当でないと認められる場合については適正な期間を設定できる」とされている。「工業用水道料金算定要領」に基づいて、料金の適正な算定期間を設定し、将来の設備投資計画や需要の適切な見積もりを行ったうえで、「工業用水道料金算定要領」に基づいた料金の計算を行い、現在の料金水準が適正であるかどうかについての、詳細な検討を行うことが望まれる。

有田川第一工業用水道事業の料金改定の必要性

表 4-3-1 のように、有田川第一工業用水道事業の利益率は利用者から別途徴収している負担金を入れても 3.84%と他の工業用水道事業と比較して著しく低くなっている。これは、南海道大地震による地下水枯渇に伴い丸善石油株式会社(現コスモ石油ルブリカンツ株式会社)から工業用水道施設を譲り受け、その後、丸善石油株式会社の契約水量が減少した経緯があり、給水量に比較して設備が過剰となっており契約率が 3 水道事業の中で最も低く施設設備の償却や維持管理の負担が比較的過重になっているためである。また、水利権の調整等に時間がかかり、通達との不整合の状態を解消できず、長期間経済産業省から水道料金改定の認可がおりなかったこともその理由に挙げられる。

現状の料金水準では、利用者から別途徴収している負担金 7 百万円がなければ、有田川第一工業用水道事業は赤字になる計算であり、今後発生する耐震工事等の設備改良や施設の更新等に対応する資金が不足する可能性がある。

水利権の分割が完了した際には、有田川第一工業用水道事業においても基本料金を 再計算すべきである。

また、長期的には給水量の将来需要を見込み、これに見合った設備規模に調整していくことも検討すべき課題である。

2. 有形固定資産の管理について

(1)有形固定資産の管理状況について

有形固定資産の管理の現状

有形固定資産の管理については、現場の固定資産管理担当職員による調査・申告に任されており、担当者ではない第三者による調査や現物確認は実施されていない。資産台帳を確認したところ、そのような証跡は全く残されていなかった。

また、現物にはラベルを貼付するなどの処理が行われていない状況である。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査結果に添えて提出する意見

定期的な現物確認の実施について

有形固定資産には故障や紛失等のおそれがあり、定期的に現物確認を行うことが必要であり、この牽制機能を高めるためには担当職員以外の者が現物確認を実施するのが望ましい。

現物確認を効果的・効率的に実施するには、固定資産台帳を整備し、台帳と固定資産を関連づけて管理することが求められる。その方法としては、固定資産の現物に台帳と同一の番号を記載したラベルを貼付することが効果的である。このラベルの有無

や台帳に記載された内容の異同により、固定資産管理担当者以外の者でも固定資産の 現物確認を効果的・効率的に実施できるものと考える。

3. 退職給与引当金に係る会計処理及び計上金額の妥当性

(1)退職給与引当金の基本的な考え方

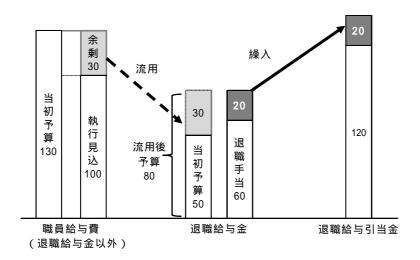
退職給与引当金とは、将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額である。一般に、退職手当は、一定の期間にわたり労働を提供したこと等の事由に基づいて、退職以後に職員に支給される給与であるため「賃金の後払い」としての性格を有する。退職手当の支払は退職以後であるが、労働用役自体は、退職以前の勤務期間中に提供されている。したがって、適正な期間損益計算の観点から、職員の労働用役の提供に伴い発生する退職手当に係る費用を、損益計算書に計上するとともに、その相手勘定として退職給与引当金を貸借対照表に計上することとなる。

(2)退職給与引当金の算定方法について

退職給与引当金の算定方法について、「地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達」(昭和27年9月29日 自乙発第245号)では「各事業年度において引き当てるべき額の基準は、当該事業年度末日に在職する全職員が同日付をもつて退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金の金額から前事業年度末日に在職した職員が同日付をもつて退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金の金額を控除した金額を基準とすることが適当である」と規定されており、期末要支給額をもって退職給与引当金とすることが適当であるとされている。

(3)退職給与引当金の引当(以下、「繰入」という)の現状

工業用水道事業においては、従来より、退職給与金を除く職員給与費(給料・諸手当)に係る当初予算額に余剰がある場合、当該余剰額を退職給与金の予算に流用し、流用後の退職給与金予算額が、退職手当の支給額を超過する部分を退職給与引当金に繰入れている(下図参照)。



なお、平成 21 年度においては、既に団塊世代の退職が終わったことを理由として、 上記の退職給与引当金の繰入は行っていない。

上記の退職給与引当金の繰入額の算出過程および過年度からの推移を示すと次表のようになる。

(単位:千円)

(12.113							
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
当初予算額	職員給与費 (退職給与金以外)		206,165	191,685	199,523	192,477	181,541
	退職給与金		10,321	28,022	27,211	9,666	9,120
*1 流用・補正額	職員給与費 (退職給与金以外)		15,580	8,622	26,960	31,963	27,236
	退職給与金		15,580	8,622	26,960	31,963	0
流用・補正後	職員給与費(退職給与金以外)		190,585	183,063	172,563	160,514	154,305
予算額	退職給与金		25,901	36,644	54,171	41,629	9,120
		員給与費 職給与金以外)	189,013	182,900	167,418	160,349	153,771
소사 소프 숙주	退職給与金		27,316	36,644	54,171	41,629	0
執行額		退職手当	27,316	55,480	55,326	27,148	0
		引当金繰入	0	0	0	14,480	0
		引当金取崩	0	18,836	1,156	0	0
退職給与引当金残高		261,355	242,519	241,363	255,844	255,844	

^{*1} 平成21年度のみ補正額、その他の年度は流用額を示す。

(4)監査の結果

退職給与引当金の繰入について

工業用水道事業においては、従来より、退職給与引当金の繰入は、上記(3)のとおり行われているが、退職給与引当金の繰入は、本来、職員の労働用役の提供に伴い発生するものであり、当初予算額の余剰に伴い発生するものではないことから、退職給与引当金の基本的な考え方上記(1)に照らして適切とは言えない。

退職給与引当金の繰入を適切に行うには、まず、個々の職員につき期末要支給額を 算出する必要がある。通常、期末要支給額は、職員の労働用役の提供に応じて、すな わち、勤続年数に応じて増加すると考えられ、当該増加額を全職員につき合計したも のが、損益計算上、退職給与引当金繰入額として計上すべき金額となる。

退職給与引当金の計上金額について

退職給与引当金の繰入は、上記(3)のとおり行われてきたため、結果として、現在、計上されている退職給与引当金の金額は、規定等に基づき算出される期末要支給額等の根拠のある金額とはなっていない。したがって、期末要支給額等に基づき退職給与引当金の計上金額を修正し、翌期以降、繰入及び取崩を適切に行うべきである。

平成 22 年 3 月末現在の期末要支給額が 159,875 千円(県算定額)であることから、 平成 22 年 3 月末時点の退職給与引当金 255,844 千円との差額 95,968 千円だけ退職給 与引当金が過大に計上されている。

(単位:千円)

H22年3月末の退職給与引当金	期末要支給額	修正により取崩すべき金額		
(A)	(B)	(A)-(B)		
255,844	159,875	95,968		

技術吏員の退職給与金の負担関係については、一般会計との間で協議し見直す可能性があるとのことであり、実態に合うよう適切な処理を行っていく必要がある。

(5)監査結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

4.減価償却の実施状況について

(1)減価償却の現状

減価償却の会計方針

工業用水道事業会計における減価償却の会計方針は、定額法を採用しており、帳簿価額は取得原価で、表示は間接法である。耐用年数及び耐用年数に応じた償却率は地方公営企業法施行規則別表に基づいている。

減価償却額は帳簿価額の 100 分の 10 に相当する金額(残存価額)を控除した金額に

耐用年数に応じた償却率を乗じて算出した金額であり、減価償却の限度額は取得価額の 100分の 95 とされている。

固定資産の取得に充当した補助金、無償で受贈された固定資産があった場合には、 補助金額あるいは当該評価額を控除した取得価額で減価償却を実施する、いわゆる 「みなし償却」の処理を採用している。

なお、みなし償却とは補助金や受贈資産については減価償却費に算入して水道料金 算定の際の原価にしてしまうと、利用者において補助金の効果がなくなってしまうこ とや利用者から寄贈を受けた場合に固定資産の寄贈と水道料金の支払という二重の負 担を生じることは妥当でないため設けられた制度である。

減価償却計算の実施状況

公営企業課では固定資産台帳を表計算ソフト(エクセル)で作成し、減価償却計算 は個別に表計算ソフトに手作業で数式と数値を入力し計算している。固定資産管理シ ステムを利用した管理や計算はなされていない。

一般に大量の資産等の管理において、表計算ソフトを利用し手作業で数式や数値を 入力する場合、誤入力や入力漏れ等のミスが生じる可能性が大きいとされる。

そのため、減価償却計算については下記において個別検証を実施した。

個別検証の状況

公営企業課、有田川第一工業用水道事業所、有田川第三工業用水道事業所、紀の川 第二工業用水道事業所、工業用水道管理センターの固定資産台帳(合計 565 件)から それぞれ 15 件サンプルを任意に抽出し、個々の固定資産の減価償却計算について詳細 に検討した。さらに、個々に計算した減価償却額の合計が適切に総勘定元帳や決算書 に転記されているかを確認した。

その結果、減価償却額の合計に誤りはなく、その合計額と総勘定元帳及び決算書との不整合はなかったが、以下の2件について減価償却計算の誤りが発見された。

(単位:円)

名称	耐用 年数	帳簿原価	償却額	償却額累計	帳簿価額
紀の川第二工業用水道事業所					
給水管(財) 協会用	40	6,666,078	149,986	1,199,888	5,466,190
アスファルト舗装(神前地区)	40	455,596	10,250	71,750	383,846

給水管は給水先である公益法人から贈与を受けたものである。固定資産台帳にも受贈である旨記載されている。公営企業課においては受贈資産の償却方法として「みなし償却」を採用している。

アスファルト舗装については、固定資産台帳では耐用年数が 40 年とされているが、 地方公営企業法施行規則別表によれば、構築物 舗装道路及び舗装路面 アスファル ト敷は 10 年となる。

(2)監査の結果

給水管の「みなし償却」

受贈資産である給水管の「みなし償却」の処理誤りについては、取得の翌年度である平成 14 年度から毎年 149,986 円減価償却されており、平成 21 年度までの影響額は1,199,888 円である。

翌年度において、当該影響額を過年度損益修正益として計上し、有形固定資産を同額増額修正する必要がある。

アスファルト舗装の耐用年数

アスファルト舗装については、取得の翌年度である平成 15 年度から耐用年数が 40年、償却率 0.025 として計算されていたが、正確には耐用年数 10 年、償却率 0.100 として計算すべきであり、単年度のあるべき減価償却額は 41,003 円、平成 21 年度までの影響額は 215,271 円である。

翌年度においては、当該影響額を過年度損益修正損として計上し、有形固定資産を同額減額修正する必要がある。

なお、これら減価償却計算の検証は任意にサンプルを抽出して実施されたものであり、サンプル抽出外においても同様の誤りがある可能性がある。したがって県においても独自に減価償却計算の再計算を実施するなど固定資産台帳の正確性について検討すべきである。

(3)監査結果に添えて提出する意見

固定資産管理システムの利用について

県によると、固定資産管理システムを過去に導入した経緯があり、その際、業務がかえって煩雑になったとのこともあり、表計算ソフトを利用しているとのことであるが、表計算ソフトの運用を続けるのであれば、その不安定性等を勘案したチェック体制の強化が望まれる。

なお、計算や集計の正確性、データ間の整合性や業務処理の安定性を確保するには、 固定資産システムの導入が望ましいが、表計算ソフトの運用を続けるか固定資産シス テムを導入するかは、コストと業務効率、処理誤りのリスク等を十分勘案して決定す る必要がある。

5.修繕引当金の計上について

(1) 地方公営企業における修繕引当金の概念について

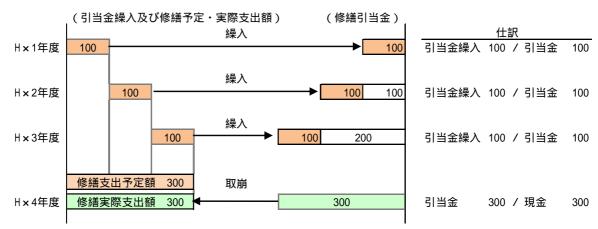
「地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達(昭和 27 年 9 月 29 日自乙発第 245 号)以下「依命通達」」において、「修繕引当金は、 地方公営企業の有形固定資産のうち数年に一度大規模な修繕を行なう資産等につき、いわゆる

特別修繕引当金に類するものとして計上することができるほか、 企業の毎事業年度 の修繕費の額を平準化させる目的をもつて、修繕費の執行額があらかじめ定めた予定 基準額に満たない場合において、その差額を引当金に整理することができる」旨が規定されている。

大規模修繕に係る修繕引当金について

機械等の有形固定資産が、その機能を保つためには、適切な修繕を行う必要がある。また、資産の種類、性質によっては、数年に一度、大規模な修繕が必要な場合がある。このような場合、数年毎に多額の修繕費が生じ、期間損益計算に著しい影響を与える。大規模修繕の原因は、それ以前に有形固定資産を使用することにより既に生じており、大規模修繕を実施した年度だけの負担とすることは、期間損益計算上、必ずしも適切ではない。したがって、大規模修繕に係る支出を有形固定資産の使用期間で合理的に按分し、修繕引当金繰入額として費用計上するとともに、相手勘定として修繕引当金を引当(以下、「繰入」という)するのが適切である。なお、依命通達において、各事業年度において費用として計上すべき基準額は「当該修繕費を各事業年度に均分した額」が適当である旨が規定されている。

長期大規模修繕に係る修繕引当金の概念図



 $H\times4$ 年度に予定されている修繕工事300に対して、 $H\times4$ 年以前の3年間で毎期100づつ引当金を繰入れている

費用平準化目的の修繕引当金について

ある事業年度の修繕費執行額が、毎事業年度の修繕費を平準化した金額(以下、費用 平準化の基準額)に満たない場合、当該差額につき、修繕引当金を計上するとともに、 繰入額を修繕費執行額に加算することで、損益計算書上、修繕費は、費用平準化の基 準額となる。

また、修繕費執行額が、費用平準化の基準額を超過する場合、当該差額につき、修繕引当金を取り崩し、取崩額を修繕費執行額から控除することで、損益計算書上、修繕費は、費用平準化の基準額となる。

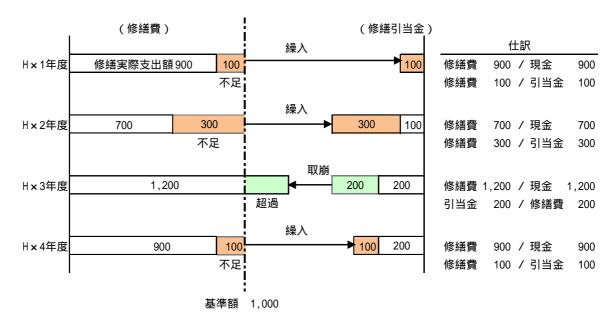
すなわち、費用平準化目的の修繕引当金を設定する場合、損益計算書上、修繕費と して計上される金額は、修繕費執行額に関わらず、費用平準化の基準額となる。

費用平準化の基準額について

依命通達において、各事業年度において費用として計上すべき基準額は「当該事業年度前数事業年度における修繕費実績額の平均額」または「当該企業の当該事業年度における資産の帳簿原価の一定割合の額」等とすることが適当である旨が規定されている。

費用平準化目的の修繕引当金の概念図

公営企業の経理の手引(地方公営企業制度研究会編)より引用・編集



(2)修繕引当金の計上に係る現状

現在の修繕引当金に係る会計処理は、修繕費執行額が、修繕費予算額に満たない場合、当該差額だけ修繕引当金を繰り入れ、また、修繕費執行額が修繕費予算額を上回る場合、当該差額だけ修繕引当金を取り崩している。ここでいう修繕費予算額は、(1) の費用平準化の基準額に相当し、その修繕費予算額は、現年度を含む将来 5年間の修繕計画における平均修繕費の 2分の 1とされている。上記の修繕費予算額の算定方法は、平成 16年度より採用されている。以下、平成 16年度以降の修繕費予算額(費用平準化の基準額)修繕費執行額、引当金繰入・取崩、修繕費、修繕引当金残高の推移を示すと次のようになる。

(単位:千円)

項目		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
基準額	(a)	19,949	22,850	25,030	27,100	29,966	35,549
修繕費執行額	(b)	17,103	23,864	29,995	24,597	16,834	65,922
引当金繰入・	取崩 (c)	2,846	1,014	4,965	2,503	13,132	30,373
修繕費	(d)	19,949	22,850	25,030	27,100	29,966	35,549
修繕引当金残高	(e)	222,298	221,284	216,319	218,822	231,954	201,581

- 1 引当金繰入・取崩(c)は、(a)基準額 (b)修繕費執行額として計算される。
- 2 引当金繰入・取崩(c)は、修繕費執行額(b)に加減されることから、結果として、修繕費(d)は基準額(a)と同額だけ計上される。

(3)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

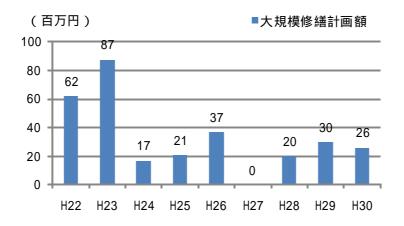
(4)監査の結果に添えて提出する意見

大規模修繕に係る修繕引当金の計上について

工業用水道事業においては、大規模修繕と費用平準化目的を区別することなく、全 て費用平準化思考に基づいて引当金額を算定している。

工業用水道事業の修繕工事の内訳を検討すると、定期的な修繕工事としては、取水管堆積物撤去工事及びポンプ分解整備工事等がある。取水管堆積物撤去工事は 1 回当たり約 50 百万円、ポンプ分解整備工事は 1 回当たり平均約 20 百万円弱程度であるが、過去 3 年の純利益の平均が 182 百万円であることを考慮すれば比較的多額であり、大規模修繕工事に該当すると言える。

また、平成 22 年度以降に計画されている修繕工事うち 10 百万円以上の定期的な大規模修繕工事の計画額の推移を示すと下図のようになる。これを見ると、修繕計画額は年度ごとに相当程度バラツキがあることから、修繕発生時に費用処理するよりも、大規模修繕に係る修繕引当金として固定資産の使用期間にわたって費用処理することが適当であると考える。



したがって、取水管堆積物撤去工事及びポンプ分解整備工事等の定期的な大規模修繕工事については、費用平準化目的の修繕引当金とは区別し、依命通達に従い「将来予想される大規模修繕費を各事業年度に均分した額」に基づいて各事業年度に修繕引当金繰入額を計上することが望まれる。

費用平準化目的の修繕引当金について

修繕引当金について、一般的に地方公営企業では、依命通達(昭和 27 年 9 月 29 日 自乙発第 245 号)に基づいた処理がなされており、依命通達に従って費用平準化目的の修繕引当金を計上すること自体は、否定されるものではない。しかし、現在の民間の企業会計では、費用平準化目的の修繕引当金は認められていない。これは、費用平準化目的の引当金を認めると、期間損益計算を歪める危険性が高いためである。

この点、工業用水事業では、平成 16 年度に、修繕引当金の取崩しを意図して、修繕引当金の計算方法を変更しているが、このような意図的な修繕引当金の取崩は、結果として、利益の過大計上につながり、期間損益計算を歪めることとなるため、適切ではないと考える。

したがって、地方公営企業会計においても、民間の企業会計と同様、修繕引当金は、 定期的な大規模修繕に係るものに限定し、費用平準化目的の修繕引当金については、 これを廃止すると共に、定期的な大規模修繕以外の修繕費については、発生時に費用 処理することが望まれる。

修繕引当金の計上金額の見直しについて

上記 及び の意見に即して、平成 21 年度末において計上すべき修繕引当金を算出すると、下表により 217,167 千円となる。算出に当たっては、大規模修繕が行われる年度、工事金額及び修繕周期に基づき、平成 21 年度末において計上すべき金額を算出している。

(単位:千円)

所属	工事名	修繕周期 (年)	次回工事 予定年度	工事金額	平成21年度末 要引当額
		(a)	(b)	(c)	(d)
有 3	3 号ポンプ分解整備工事	16	平成 22	34,989	34,989
有 3	自家発電機他点検整備	11	22	12,538	12,538
紀 2	1号ポンプ分解整備工事	10	22	14,331	14,331
有 1	1号ポンプ分解整備工事	8	23	13,407	11,731
紀 2	2号・4号ポンプ分解整備工事	11	23	13,181	11,983
紀 2	集水管堆積物撤去工事	10	23	50,166	45,149
紀 2	オートバルブ分解整備工事	12	23	10,736	9,841
有 3	PCタンク塗装工事	13	24	17,000	14,385
有 1	3 号ポンプ分解整備工事	16	25	20,527	16,678
有 3	2 号ポンプ分解整備工事	9	26	17,000	9,444
紀 2	毛見トンネル内配管塗装工事	20	26	20,000	16,000
有 3	1号ポンプ分解整備工事	7	28	20,000	2,857
有 3	4号ポンプ分解整備工事	13	29	17,000	7,846
紀 2	海南配水タンク塗装工事	11	29	13,000	4,727
紀 2	3号ポンプ分解整備工事	9	30	15,000	1,667
紀 2	和歌山配水タンク塗装工事	11	30	11,000	3,000
	合計 (修繕引当金計上額)				217,167

県より定期的な大規模修繕に該当する工事、修繕周期、次回工事予定、工事金額に係るデータの提供を受け、当該データに基づき、平成 21 年度末に計上すべき大規模修繕に係る修繕引当金の金額を算出している。

平成 21 年度末要引当額(d) = {(a)-(b)+22)} /(a) x (c)

以上より、 及び の意見を反映させた場合、平成 21 年度末において修繕引当金と して計上すべき金額は、217,167 千円であり、当該金額と平成 21 年度末現在の修繕引 当金 201,581 千円との差額 15,586 千円修繕引当金が過小に計上されていると考える。

上記 及び の考え方を参考として、修繕引当金の計上方法について再検討することが望まれる。

以上